

芽室町役場庁舎建設基本計画

参考資料

目 次

第1章の2参考資料	上位計画・関連計画の整理	1
第1章の4参考資料	新庁舎に求められる主要な機能	6
第2章の2参考資料	新庁舎の規模	8
第3章の1参考資料	新庁舎の建設場所	11
第5章の1参考資料	事業手法	27
第5章の2参考資料	設計者、施工者の選定方法	31
その他参考資料		35

第1章の2参考資料 上位計画・関連計画の整理

(1) 第4期芽室町総合計画

① 基本構想（平成20年度～平成30年度）

基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

町民の皆さんの活動が活発化する明るいまちとするため、安定した行財政運営と町民参加による地域づくりを推進し、町民が主役となった自治に基づくまちづくりを進めます。

② 後期実施計画（平成25年度から平成30年度）

5-3 安定した行財政運営と行政サービスの推進

5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進

「役場庁舎建設構想」に基づき、「利用者の視点に立った庁舎」「防災拠点の役割を果たす庁舎」「機能性・柔軟性・経済性を有した庁舎」「環境に配慮した庁舎」を目指し、基本計画を町民参加のもと策定します。また、基本計画により建築事業費を算出し、建設年度を確定します。

(2) 芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年9月）

基本目標4

地域の実情に応じたまちづくりと、時代にあった地域づくりを進めます。

4-3 施設最適プロジェクト 長期にわたって安全安心な公共施設を提供します。

4-3-2 新たな役場庁舎建設による効率的な行政サービスの提供

目的：行政サービスの利用者満足度の向上により行政への信頼度を高める。

内容：耐震強度・老朽化・バリアフリーといった課題を有する現庁舎を「芽室町役場庁舎建設基本構想」に基づき、新庁舎を建設する。

(3) 芽室町公共施設等総合管理計画（平成28年2月）抜粋

第2章 全体目標の設定

(1) 公共施設（建築物）

② 施設を更新（建替）する場合は複合施設を検討する。

○複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化し、施設の複合化により空いた土地は、処分を促進する。

③ 施設総量（総床面積）を縮減する。

○稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。

④ 改修更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

○PPP／PFIなど、民間活力の活用を検討し、機能を維持・向上させつつ、改修更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

(3) 公共施設等の削減目標

① 20年間で公共施設（建築物）の延べ床面積を10%削減する。

② 20年間で更新費用を25%圧縮する。

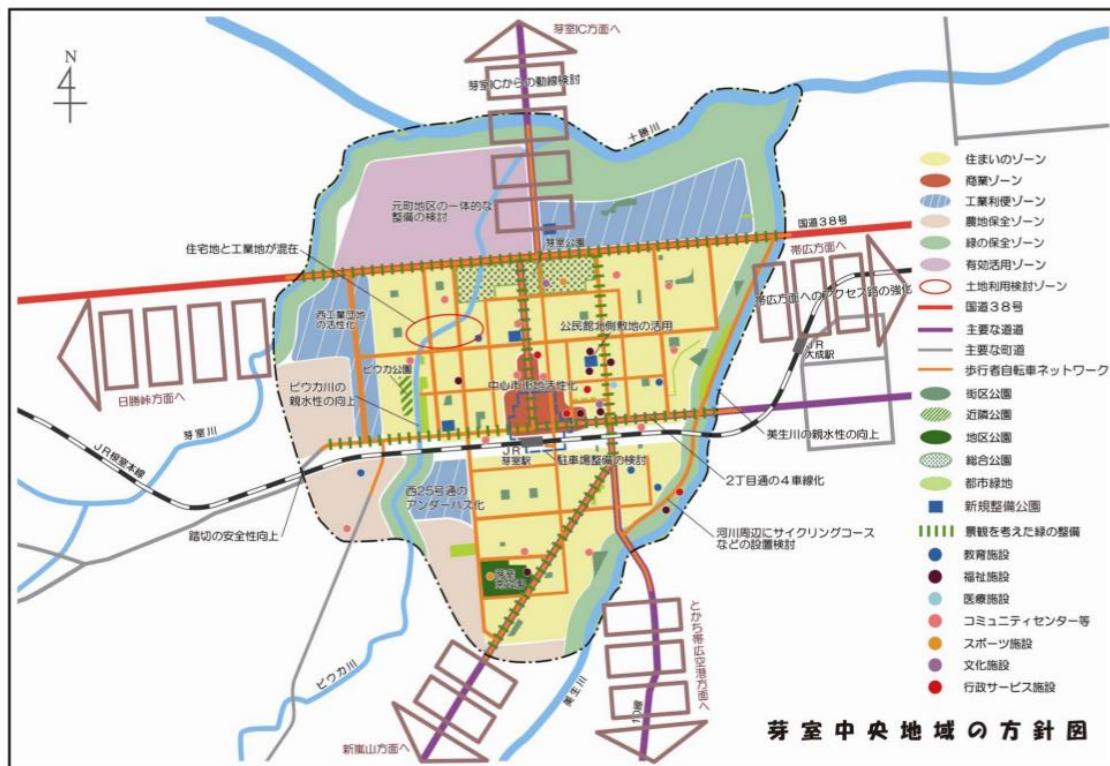
(4) 芽室町都市計画マスタープラン（平成25年3月）

第3章 3－（2）芽室中央地域の将来ビジョン

芽室中央地域は、各種公共施設や住宅地、商業地、工業地などがコンパクトにまとまっており、芽室町の中でも中心的な役割を担っている地域です。中心市街地活性化や東西の住宅等のバランス、災害時の対応などを考慮した施設整備、冬期間の公園のあり方、街並み景観や環境への配慮が必要です。

芽室中央地域の将来ビジョン

今あるもの有効に活用し、誰もが親しみや愛着を持つコンパクトな市街地を目指します。



(5) 公共未利用地の有効活用に関する指針（平成24年10月）

（活用指針）第3条

有効利用のため、未利用地については原則売却する。ただし、売却できない場合は貸付をする。

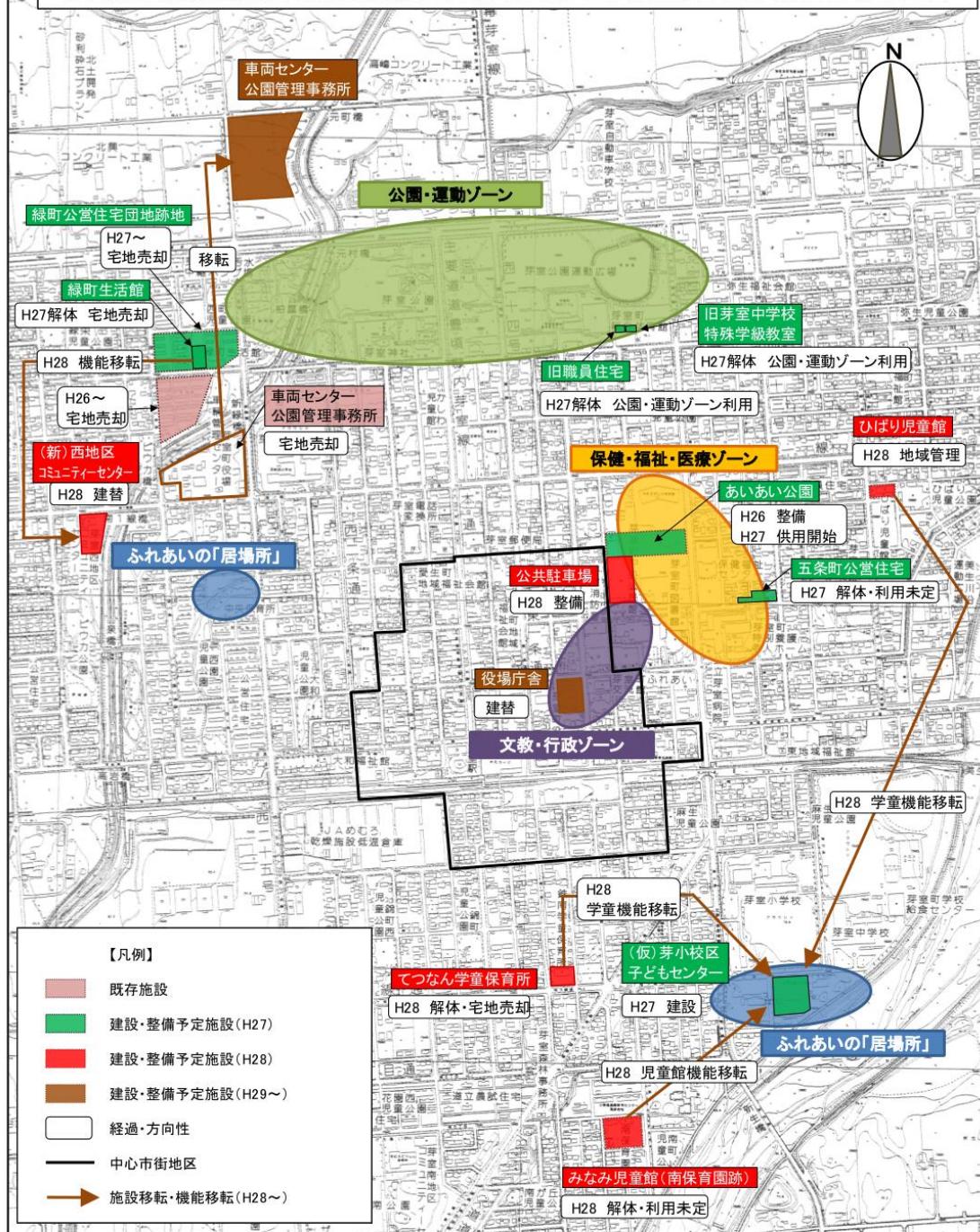
- 2 未利用地の内保有する場合は、芽室町土地利用等庁内検討委員会において方向性を検討する。

(6) 市街地公共施設等再配置構想（平成27年12月）

市街地公共施設等再配置構想

《平成27年12月22日》

- ・第4期芽室町総合計画の終期(平成30年度)を想定したものです。
- ・市街地の公共施設等のうち、近年建設した施設及び取り壊し・用途変更・移転・新築等を計画しているものを記載しています。



(7) 芽室町緑の基本計画（平成25年3月）

第5章 2みどりを「つくる」（2）公共施設の緑化の推進 ②公共施設の緑化

役場や公民館、学校などの施設は、まちの顔であり、町民の憩いの場となることから、シンボル的な緑化を図ります。また、コミュニティの拠点となる公共公益施設は、身近に触れることができる緑を創出し、施設の道路に面した部分や駐車場、入口部等、わずかなスペースでも緑視効果の高い緑を取り入れ、緑豊かなまちなみを形成していきます。

(8) 芽室町地域新エネルギービジョン（平成21年2月）

5－3－2 公共施設・家庭・事業所での率先導入

まち全体で新エネルギー普及を目指し、行政を中心に率先して新エネルギーの導入を目指します。

(9) 芽室町役場ICT計画（平成27年6月）

1 データセンターの活用

災害対策の十分取れたデータセンターを活用することで、低費用で災害に強い情報システム環境を構築する。また、庁内における情報システムの適切な設置位置を確保し、セキュリティに配慮した配置を実現する。

(10) 芽室町地域防災計画（平成28年6月）抜粋

本編 第4章第9節 建築物災害予防計画 第3 公共建築物の災害予防対策

公共建築物の建設にあたっては、敷地の選定に十分留意するとともに、耐震性を確保した建築物とするものとする。

本編 第5章 第37節 1 地域防災拠点の整備に関する計画

（1）役場本庁舎（防災拠点施設の整備）

役場本庁舎を災害対策の中核機能施設として、新耐震基準に適合した施設整備に努めるとともに、併せて町民及び企業向けの防災教育及び研修などが実施できる防災センター機能を持つ施設整備を検討する。

ア 防災拠点施設整備（耐震化）

イ 防災センター機能整備

ウ 防災情報発信システム整備

3 備蓄拠点の整備

町は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄倉庫を整備し計画的な推進を図る。また、保管場所については、避難生活も考慮し、避難場所等に指定されている学校、公民館等の避難収容施設及び敷地の活用についても配慮する。

本編 第5章 第40節 第2 災害に強い施設等の整備（公助）

情報収集・連絡、救助・救急・消火、医療・救護、避難など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に実施するための組織体制等の整備を推進する。また、災害を想定した都市構造づくりを推進する。

2 災害応急体制の整備（4）防災中枢機能等の確保・充実

ア 役場庁舎の耐震化の推進

地震防災計画編 第2章第2節 第1 地震に強い都市構造の形成

1 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難場所としての都市公園、学校グラウンド、公共広場等の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。

地震防災計画編 第2章第2節 第2 建物の安全化

1 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。

（11）災害に強いまちづくり計画（平成28年3月）

基本目標2 災害に強い施設等の整備（公助） 情報収集・連絡、救助・救急・消火、医療・救護、避難など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に実施するための組織体制等の整備を推進します。また、災害を想定した都市構造づくりを推進します。

（12）芽室町役場庁舎建設基本構想（平成25年3月）抜粋

第1章 3. 新庁舎施設整備の基本的な方向性

- (1) 利用者の視点に立った庁舎 (2) 防災拠点の役割を果たす庁舎
- (3) 機能性・柔軟性・経済性を有した庁舎 (4) 環境に配慮した庁舎

第2章 4. 新庁舎の規模 (5) 必要とされる規模

- ① 新庁舎の面積 **5, 000. 00m²** ② 駐車場の面積 **1, 939. 00m²**

第3章 新庁舎の位置と周辺整備 1 新庁舎の位置

（1）建設候補地の選定基準

- ① 用地購入による支出を抑制するため、町有地であることとします。
- ② 中心市街地に位置する、文教行政ゾーンであることとします。

- (4) 建設候補地の比較検討結果 **A地区（現役場本庁舎及び第2庁舎の敷地）**

（13）芽室町役場庁舎建設基本計画に向けた提言書（平成27年12月）抜粋

【新庁舎の建設条件と周辺環境】(3) 具体的な場所

基本構想の建設候補地を尊重しつつ、次の場所を加え、基本計画策定時に検討する。

- ①あいあい公園の防災機能の活用や安全な駐車スペースを確保できるため、公民館北側（けいせい苑西側）の町有地。
- ②芽室消防署と公民館の南側駐車スペースを一つの区画として捉えた町有地。（町道を含む）
- ③保健福祉センター（あいあい21）が建設されている町有地。

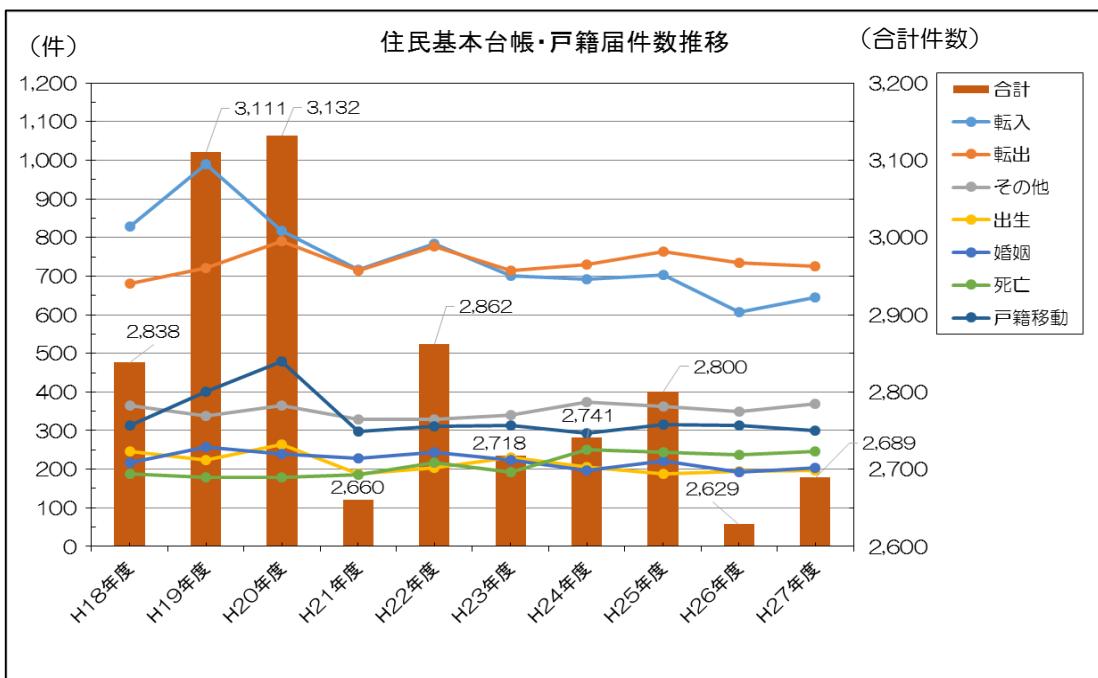
第1章の4参考資料 新庁舎に求められる主要な機能

1- (1) 窓口機能②

芽室町の主なライフイベント別の過去10年間の届出件数は、次のグラフのとおりです。主なライフイベントでは、転入・転出がそれぞれ年間700件程度あります。

現在は、これらに付随して各課の窓口を回る必要があることから、ワンストップサービスの導入効果はあると思われます。

※ライフイベント：転入・出生・婚姻など、人生のできごと

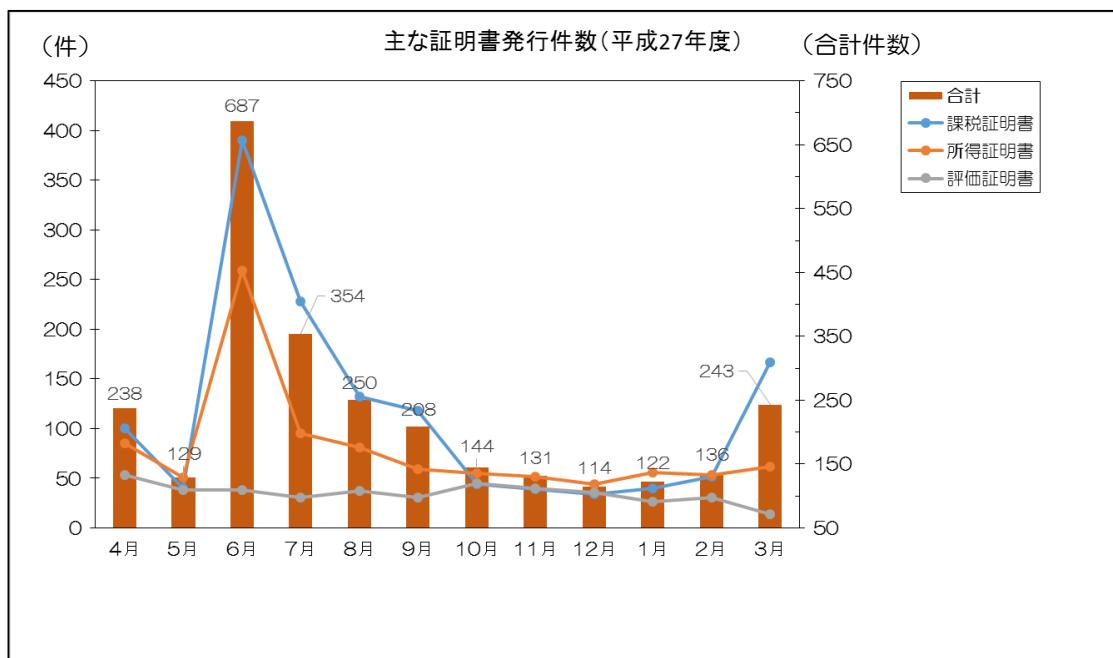
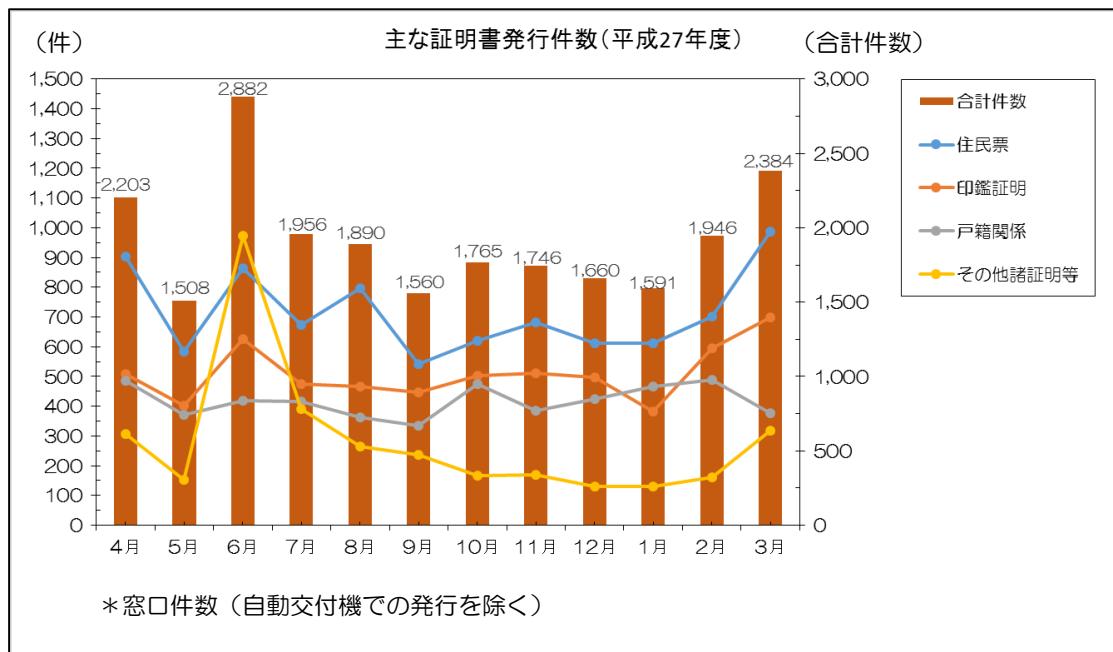


※関連する申請等窓口件数一覧

	学校教育係	介護保険係			子育て支援係	児童係		国保医療係		
		転入者(人)	転入者(人)	転出者(人)		転入者(妊婦数)	児童手当(件)	新規*	消滅届*	転入者(人)
H27年度		22	22	28	161	11	113	140	98	119

* 転入・転出者を含む新規・消滅等の全数

芽室町の主な証明書発行の1年間の件数は、次のグラフのとおりです。



第2章の2参考資料 新庁舎の規模

2- (2) 起債基準面積に基づく算定

総務省起債許可に係る標準面積（平成22年度）に基づいて算定した場合は、次のとおりです。

用途	基準	職員数	面積 (m ²)
① 事務室	特別職	54.00 m ² /人	3名
	課長職	11.25 m ² /人	20名
	補佐・係長職	8.10 m ² /人	44名
	一般職	4.50 m ² /人	78名
	一般職（製図者）	7.65 m ² /人	12名
	臨時職員等	4.50 m ² /人	30名
	事務室（全職員）小計	187名	1,321.20
② 倉庫	①×13%		171.76
③ 会議室等（会議室、便所等）	187名×7m ²		1,309.00
④ 玄関等（通行部分）	(①+②+③) ×40%		1,120.78
⑤ 議事堂（議場、委員会室等）	16名×35m ²		560.00
合計			4,482.74

2- (3) 国土交通省新宮一般庁舎面積算定基準に基づく算定

国土交通省の基準で算定した場合、次のとおりです。

	署長・所長級	課長級	補佐・係長級	一般職員	一般職員 (製図者)	臨時職員等
職員数	3名	20名	44名	78名	12名	30名
換算率	10.0	2.5	1.8	1.0	1.7	1.0
換算人員	30人	50人	80人	78人	21人	30人

区分	面積 (m ²)	算定基準
事務室	1,049.07	換算人員289人×3.3m ² ×補正係数1.1
会議室	82.28	(職員100人当たり40m ² +10人毎に4m ²) ×補正係数 1.1
電話交換室	40.00	換算人員による
倉庫	123.98	事務室面積953.7m ² ×13%
宿直室	10.00	1人当たり10m ²
庁務員室	10.00	1人当たり10m ²
湯沸し室	19.50	6.5m ² ×3フロア分
受付	6.50	6.5m ² (最小面積)
便所・洗面所	59.84	職員数計187人×0.32m ²
議会	560.00	総務省起債基準面積での算定基数值を準用
印刷室	39.01	既存面積の積み上げ
物品庫	37.60	既存面積の積み上げ
更衣室	134.64	0.6m×1.2m×職員数計187人
電算室	46.95	既存面積
休憩室	72.00	職員数計187人×25%×1.4m ² ×補正係数1.1
防災倉庫	100.00	
災害用会議室	165.00	100名×1.5m ² ×補正係数1.1
機械室	281.00	温風暖房 (2,000m ² 以上)
電気室	52.00	温風暖房 (2,000m ² 以上)
自家発電機室	29.00	最小面積
交通部分（玄関・廊下・階段等）	1,167.35	上記面積計合計×40%
合 計	4,085.72	

2- (4) 面積比較と規模設定

課名・室名	室 名	既存床面積 (m ²)	基本構想 面積 (m ²)	基本計画 面積 (m ²)	備 告
議会関連	議場(傍聴席含み)	164.65	164.65		
	ハルコニー等	27.75	27.75	—	
	第1委員会室	67.60	67.60		
	第2委員会室	58.94	58.94		
	応接室	31.18	31.18		
	正・副議長室	23.00	23.00		
	議員室	85.80	85.80		
	議会事務局	35.94	35.94		
	説明員控室	41.56	41.56		
	小計	536.42	536.42	510.0	※ハルコニー除く既存面積 既存×0.95
その他 執行機関	監査委員室	27.00	27.00		
	選挙管理委員会室	20.19	20.19	—	
	小計	47.19	47.19	30.0	※監査委員室の既存面積 既存×0.64
特別職関係	町長室	43.20	43.20		
	ハルコニー	22.50	22.50	—	
	副町長室	27.00	27.00		
	応接室	29.70	29.70		
	教育長室	36.22	36.22		
	応接室	34.29	34.29		
	小計	192.91	192.91	170.0	※ハルコニー除く既存面積 既存×0.88
事務関係	総務課	169.49	169.49		
	企画財政課	116.44	116.44		
	出納課	38.02	38.02	40.0	
	金庫室	2.48	2.48		
	住民生活課	150.16	150.16		
	税務課	117.68	117.68		
	商工観光課	45.77	45.77		
	農林課	75.26	75.26		
	農業委員会	59.06	59.06	60.0	
	建設都市整備課	110.94	110.94		
	水道課	90.30	90.30		
	保健福祉課	135.73	135.73		
	子育て支援課	63.23	63.23		
	学校教育課	62.87	62.87		
	社会教育課	43.75	43.75		
	事務スペース計	1,281.18	1,281.18		
	本庁舎2階西打合せスペース	62.40	62.40		
	第2庁舎2階打合せスペース	35.26	35.26		
	打合せスペース計	97.66	97.66		
	小計	1,378.84	1,378.84	1,250.0	※既存面積か56.7m ² /人×172人+出納、農委 既存×0.91
会議室等	第1会議室	40.05	40.05		
	第2・3会議室	80.10	80.10	80.0	災害対策本部設置会議室
	会議室(本庁舎2階)	45.90	45.90		
	会議室(第2庁舎1階東)	17.74	17.74		
	会議室(第2庁舎1階南西)	24.75	24.75		
	会議室(第2庁舎1階北西)	20.35	20.35		
	会議室(公民館1階)	41.40	41.40		
	会議室(保健福祉センター2階北)	60.84	60.84		
	会議室(保健福祉センター2階西)	32.64	32.64		
	小計	363.77	363.77	220.0	※本部設置会議室除く既存面積の50% 既存×0.61
その他	印刷室	39.01	39.01	400	既存(本庁舎231.8m ² +保健福祉センター9.63m ² +公民館6.2m ²)
	放送室	21.25	21.25	—	既存(本庁舎地下)
	書庫	58.46	58.46	600	既存(本庁舎225.0m ² +保健福祉センター21.84m ² +公民館14.12m ²)
	文書保管庫	313.43	313.43	3000	既存(本庁舎110.93m ² +第2庁舎32.14m ² +保健福祉センター33.06m ² +公民館77.28m ²)
	図面庫・カルテ庫	34.69	34.69	400	既存(第2庁舎20.93m ² +保健福祉センター13.76m ²)
	物品庫	37.60	37.60	400	既存(本庁舎14.33m ² +保健福祉センター7.77m ² +公民館15.50m ²)
	電算室	46.95	46.95	400	既存(本庁舎2階)
	管理室	41.64	41.64	150	既存(本庁舎212.55m ² +保健福祉センター20.39m ²)
	物置	28.07	28.07	300	既存(本庁舎3階、4階)
	湯沸室	59.60	59.60	200	既存(本庁舎5.32m ² +第2庁舎7.20m ² +保健福祉センター10.89m ² +公民館16.20m ²)
	用務室	18.03	18.03	150	既存(本庁舎地下)
	展望室	23.12	23.12	—	既存(本庁舎6階)
	小計	721.85	721.85	600.0	既存×0.83
福利厚生	食堂	40.05	40.05	400	既存(本庁舎地下)
	休憩室	40.05	40.05	400	既存(本庁舎地下)
	職員更衣室	96.83	96.83	900	既存(本庁舎42.50m ² +第2庁舎21.38m ² +保健福祉センター32.95m ²)
	小計	176.93	176.93	170.0	※更衣室は0.5m ² /人×184人 既存×0.96
市民関連	市民ホール	60.75	60.75		既存(本庁舎1階)
	情報公開コーナー	21.38	21.38		既存(本庁舎1階)
	相談室	48.94	48.94		既存(保健福祉センター2階)
	その他		164.14		既存(保健福祉センター2階)
	小計	131.07	295.21	150.0	※既存面積×約15%増 既存×1.15
機械関連	ボイラー室	99.00	99.00		既存(本庁舎地下)
	電気室	31.50	31.50		既存(本庁舎地下)
	タンク室	23.12	23.12		既存(本庁舎5階)
	エレベーター室				
	自走発電室				
	ポンプ室				
	DS PS				
	小計	153.62	153.62	2000	※既存面積+ (EV室、自家発電等) 既存×1.30
	執務関係 計	3,702.60	3,866.74	3,300.0	既存×0.89
共用スペース	玄関ポーチ	47.25	47.25		既存(本庁舎20.25m ² +第2庁舎27.00m ²)
	風除室	46.65	46.65		既存(本庁舎20.25m ² +第2庁舎13.5m ² +公民館12.9m ²)
	供用ホール	102.08	102.08		既存(本庁舎81.83m ² +第2庁舎20.25m ²)
	男子トイレ	99.31	99.31		既存(本庁舎45.66m ² +第2庁舎24.53m ² +保健福祉センター19.54m ² +公民館9.28m ²)
	女子トイレ	85.53	85.53		既存(本庁舎50.31m ² +第2庁舎4.14m ² +保健福祉センター19.54m ² +公民館11.54m ²)
	多目的トイレ	4.00	4.00		既存(本庁舎1階)
	階段室	325.02	325.02		既存(本庁舎22.856m ² +第2庁舎96.46m ²)
	職員玄関	35.96	35.96		既存(本庁舎8.31m ² +第2庁舎9.24m ² +保健福祉センター18.41m ²)
	廊下等	568.01	568.01		既存(本庁舎299.42m ² +第2庁舎82.15m ² +保健福祉センター109.90m ² +公民館76.54m ²)
	小計	1,313.81	1,313.81	1,000.0	※執務関係合計約30%
	共用スペース 計	1,313.81	1,313.81	1,000.0	既存×0.76
庁舎 合計		5,016.41	5,180.55	4,300.0	既存×0.86

【参考】

※人口規模が同程度の道内市町への調査結果（平成28年11月実施）

市町名	人口(人)	面積(km ²)	庁舎延床面積(m ²)	庁舎内正職員数(人)	職員一人当たり面積(m ²)	総合窓口設置の有無	ワンストップ窓口設置の有無
土別市	19,930	1,119.22	5,404.00	205	26.36	無し	無し
砂川市	17,702	78.68	5,005.35	141	35.50	無し	無し
当別町	17,290	422.86	3,479.21	146	23.83	無し	無し
八雲町	17,262	956.02	4,920.00	106	46.42	無し	無し
遠軽町	20,864	1,332.45	4,254.61	122	34.87	無し	無し
音更町	44,835	466.02	6,958.42	262	26.56	無し	有り
幕別町	26,764	477.64	5,217.59	156	33.45	無し	無し
芽室町	18,478	513.76	5,016.41	156	32.16	有り	無し

※人口は、平成27年度国勢調査

$$4,300\text{m}^2 \div 156\text{人(正職員)} = 27.56\text{m}^2/\text{人}$$

第3章の1参考資料 新庁舎の建設場所

1. 新庁舎の建設候補地

(1) 役場庁舎建設基本構想における候補地

平成25年3月（平成26年1月一部改正）に策定した「芽室町役場庁舎建設基本構想」においては、建設候補地の選定基準を次のとおり設けて、5つの地区を選定し、比較検討を行いました。

① 選定基準

- ・用地購入による支出を抑制するため、町有地であること。
- ・中心市街地に位置する、文教行政ゾーンであること。

② 選定結果

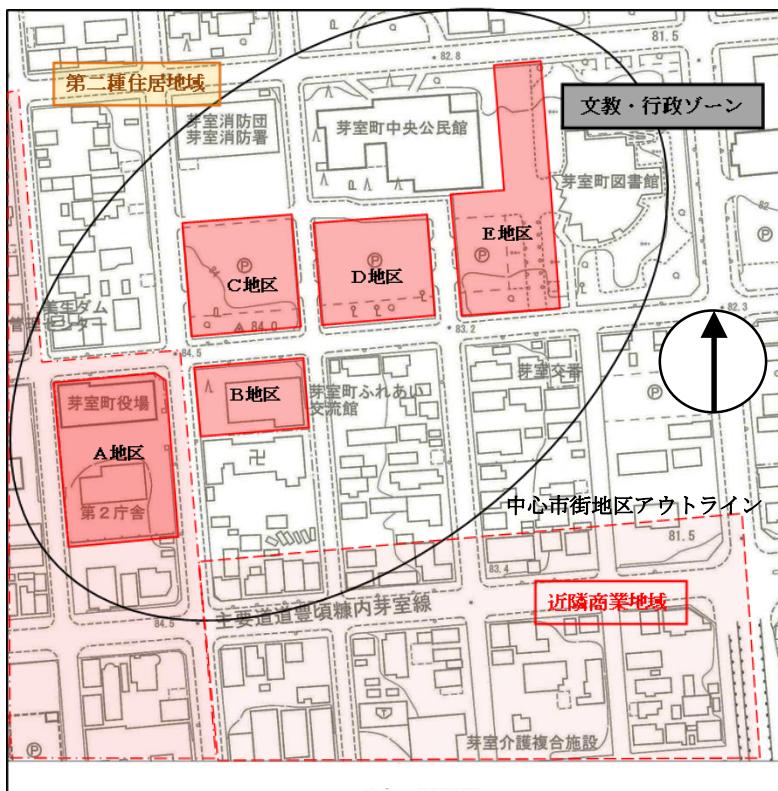
A地区～現役場本庁舎及び第二庁舎の敷地

B地区～ふれあい交流館の敷地

C地区～芽室消防署前の駐車場敷地

D地区～公民館前の駐車場敷地

E地区～図書館前の駐車場ほか



③ 基本構想での選定位置

「まちづくり計画との整合性」、「町民の利便性」、「防災への適合性」、「計画の経済性」という4つの視点から、A地区とE地区に候補を絞り込み、最終的には、より町民の利便性が大きくなる建設位置を決定しました。

↓
基本構想では現庁舎敷地（A地区）を候補地として選定した。

(2) 町民検討会議における候補地

基本計画の内容を町民の視点で検討するため、平成27年度に設置した庁舎建設町民検討会議から、平成27年12月に提言を受けました。町民検討会議からは、「基本構想の建設候補地を尊重しつつ、次の場所を加え基本計画策定時に検討」の提言をいただきました。

① 提言のあった地区

- A 地区～現庁舎敷地（基本構想での候補地）
- B 地区～消防署（基本構想のC地区）と公民館南側駐車スペース（基本構想のD地区）を一つの区画として捉えた町有地
- C 地区～公民館北側（けいせい苑西側）の町有地
- D 地区～保健福祉センター（あいあい21）が建設されている町有地



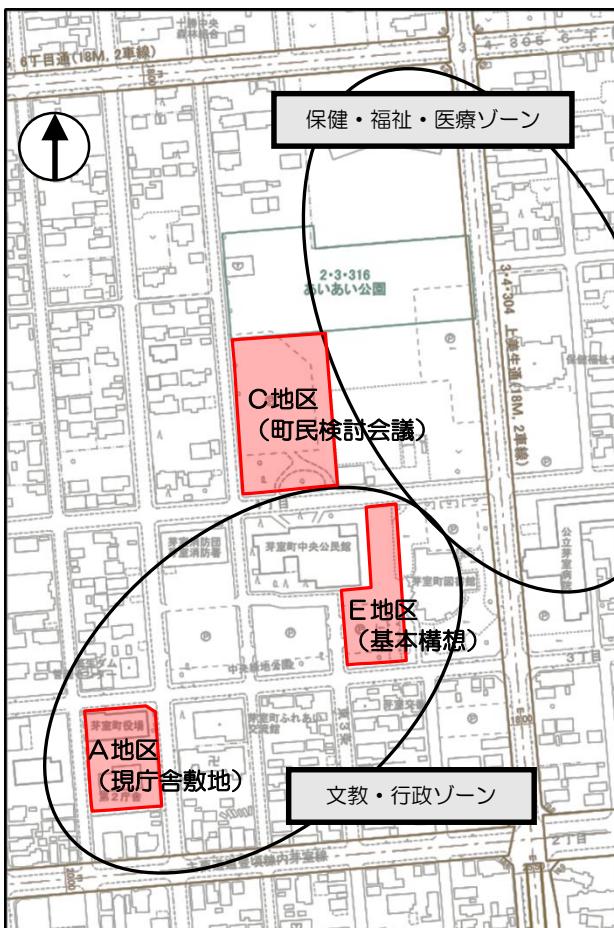
町民検討会議からは現庁舎敷地（A地区）及び上記B～D地区を候補地として提言があった。

(3) 町議会からの候補地

平成 28 年 9 月 5 日付けで、役場庁舎建設に関する調査特別委員会(芽室町議会)から新庁舎の建設位置として望ましい地区として、報告がありました。

① 報告のあった地区

- △ 地区～現庁舎敷地（基本構想での候補地）
- C 地区～公民館北側（けいせい苑西側）の町有地（町民検討会議から提言）
- E 地区～図書館前の駐車場ほか（基本構想検討段階での絞り込み候補地）



町議会からは現庁舎敷地（A地区）及び上記C地区とE地区が新庁舎の建設位置として望ましい地区との報告があった。

2. 建設場所の検討

公共施設が集約されている文教・行政ゾーン及び保健・福祉・医療ゾーンの土地利用について、平常時及び災害発生時という2つの視点から課題や利点、また、周辺の土地利用について検討しました。その結果、平常時の11項目、災害発生時の5項目の共通課題を抽出しました。

(1) 平常時の共通課題まとめ

- ① 消防署前は、救急車両の入出庫のためのスペースを確保する必要がある。
- ② 消防署周辺には、消防団員招集時に対応できる駐車場が必要である。
- ③ 町道東3条西仲通り（消防署と公民館の間）は、市街地の南北を結ぶ重要な生活道路として必要である。
- ④ 公民館や図書館など、利用者のための公共施設附置駐車場を確保する必要がある。
- ⑤ 誰もが利用しやすく、わかりやすい庁舎のために、幹線道路に近接する必要がある。
- ⑥ 市街地中心部への人の流れを変えない土地利用が必要である。
- ⑦ 潤いのある景観と憩いや安らぎの場を提供している中心部の緑地は、町民の財産であり、保全する必要がある。
- ⑧ 中心市街地で働く人たちの駐車場を確保する必要がある。
- ⑨ 役場庁舎は、人が集まる施設でもあるため、住宅環境に影響を与える可能性がある。
- ⑩ 年間を通して緊急時に対応できる公用車駐車場が必要である。
- ⑪ 役場庁舎利用者の駐車場を庁舎周辺に確保する必要がある。

(2) 災害発生時の共通課題まとめ

- ① 町外からの支援物資搬入に対応できる集積場所をあらかじめ想定し、物資を保管できる倉庫などが必要である。
- ② 消防や警察との位置関係やバランス及び支援活動いただく場合の駐車場やスペースを確保する必要がある。
- ③ ヘリポート（ドクターヘリランデブーポイント）は、病院の近くに確保する必要がある。
- ④ 町が派遣要請した自衛隊等の活動拠点となるスペースが必要である。
- ⑤ 災害対策本部関係者や災害に関する連携協定関係者等の駐車スペースを確保する必要がある。

(3) 建設候補地の絞り込み

① 町民検討会議からあった地区

町民検討会議から提言のあった A 地区～D 地区に庁舎を建設した場合、共通課題がどれだけ解決されるのかを整理し、建設候補地の適用状況として次頁のとおり整理しました。この結果、次の理由により、B 地区と D 地区の 2 地区は建設候補地として適さないと判断しました。

《理由 1》 B 地区は、町道東 3 条西仲通りが重要な生活道路であり、分断することは町民の生活に大きな影響がある事

《理由 2》 D 地区は、敷地が狭く、庁舎利用者や周辺公共施設の利用者の駐車場を確保することが難しい事

《理由 3》 B 地区と D 地区は災害発生時の共通課題を解決することが難しい事

② 町議会から報告のあった地区

役場庁舎建設に関する調査特別委員会（芽室町議会）から新庁舎の建設位置として望ましい地区として、報告があった E 地区（図書館前の駐車場等）については、次の理由により、建設候補地として適さないと判断しました。

《理由 1》 図書館附置駐車場が減少し、新庁舎としての駐車場が確保できないことから、利用者駐車場や公用車駐車場が確保できない。

《理由 2》 図書館周辺の緑地などの良好な環境や景観を保全する必要がある。

《理由 3》 災害発生時に避難施設である公民館が隣接することで、災害対策本部としての庁舎の役割を發揮できない。



最終的には、現庁舎敷地とふれあい交流館敷地を併せた（A 地区）と現職員駐車場敷地（C 地区）の 2 地区に候補地を絞って、検証した。

※ 共通課題に対する各地区での適用状況

共通課題		A地区に建設した場合	B地区に建設した場合	C地区に建設した場合	D地区に建設した場合
平常時の課題	① 消防署前は、救急車両の出入庫のためのスペースを確保する必要がある。	確保できる	○	確保できる	○
	② 消防署周辺には、消防団員招集時に対応できる駐車場が必要である。	対応できる	○	消防署周辺での確保は困難	× 対応できる ○
	③ 駅道東3条西中通り（消防署と公民館の間）は、市街地の南北を結ぶ重要な生活道路として必要である。	生活道路を確保できる	○	生活道路が寸断する	× 生活道路を確保できる ○
	④ 公民館や図書館など、利用者のための公共施設付置駐車場を確保する必要がある。	確保できる	○	利用者駐車場が不足する	△ 確保できる ○ 保健福祉センター利用者の駐車場がなくなる △
	⑤ 誰もが利用しやすく、わかりやすい庁舎のために、幹線道路に近接する必要がある。	幹線道路から離れわかりづらい	△ わかりづらい	幹線道路から離れわかりづらい	△ 幹線道路から離れわかりづらい ○ 町道の幹線に接道 ○
	⑥ 市街地中心部への人の流れを変えない土地利用が必要である。	現状と変わらない	○	現状とさほど変わらない	○ 中心市街地から離れた人の流れが変わる ○ 中心市街地から離れた人の流れが変わる △
	⑦ 潟のある景観と憩いや安らぎの場を提供している中心部の縁地は、町民の財産であり、保全する必要がある。	保全できる	○	縁地が無くなる可能性がある	△ 保全できる ○ 保全できる ○
	⑧ 中心市街地で働く人たちの駐車場を確保する必要がある。	確保できる	○	確保できなくなる可能性がある	△ 保全できる ○ 保全できる ○
	⑨ 役場庁舎は、人が集まる施設でもあるため、住宅環境に影響を与える可能性がある。	影響について検討する必要がある	△ 検討する必要がある	影響について検討する必要がある	△ 影響について検討する必要がある ○ 同一敷地内に確保できない × 同一敷地内に確保できない ×
	⑩ 年間を通して緊急時に対応できる公用車駐車場が必要である。	すべてを確保できない	△ すべてを確保できない	ふれあい交流館物販売場や販売窓口	○ 同一敷地内に確保できる ○ 同一敷地内に確保できる ○ 同一敷地内に確保できない ×
	⑪ 役場庁舎利用者の駐車場を庁舎周辺に確保する必要がある。	多くは確保できない	△ 同一敷地内に	同一敷地内に確保できる	○ 同一敷地内に確保できる ○ 同一敷地内に確保できない ×
災害発生時	① 駅外からの支援物資搬入に対応できる集積場所をあらかじめ想定し、物資を保管できる倉庫などが必要である。	ふれあい交流館物販売場で確保できる	○ 駐車場に確保できる	ふれあい交流館物販売場で確保できる ○ 駐車場に確保できる ○ ふれあい交流館物販売場や駅員駐車場に確保できる ○ 駐車場に確保できる ○	
	② 消防や警察との位置関係やバランス及び支援活動いただく場合の駐車場やスペースを確保する必要がある。	現状と変わらない	○ 公共施設が密集するため確保が難しい	敷地が広くスペースを確保できる ○ 敷地が広くスペースを確保できる ○ 消防や警察から遠くスペース確保も難しい △	
	③ ヘリポート（ドクターヘリランディングポイント）は、病院の近くに確保する必要がある。	現状と変わらない	○ 他の場所を確保する必要がある	現状と変わらない ○ 他の場所を確保する必要がある ○ 現状と変わらない ○	
	④ 駅が派遣要請した自衛隊等の活動拠点となるスペースが必要である。	職員駐車場で確保できる	○ 職員駐車場や現行舎で確保できる ○ 公民館前駐車場や現行舎で確保できる ○ 職員駐車場で確保できる ○		
	⑤ 災害対策本部関係者や災害に関する連携協定関係者等の駐車スペースを確保する必要がある。	公館前駐車場で確保できる	○ 公共施設が密集するため確保が難しい	敷地が広くスペースを確保できる ○ 確保できない ×	

3. 建設場所の比較検証

2. 建設場所の検討で整理した共通解題への適用状況で、A 地区と C 地区で、どのような有効な対策をとることで課題解決につながるのか、平常時と災害発生時のそれについて検証しました。

(1) 平常時の課題への対策

① A地区に建設した場合の対応事項等

課題		適用状況		対応事項等	
平常時	① 消防署前は、救急車両の入出庫のためのスペースを確保する必要がある。	確保できる	○		
	② 消防署周辺には、消防団員招集時に対応できる駐車場が必要である。	対応できる	○		
	③ 町道東3条西仲通り（消防署と公民館の間）は、市街地の南北を結ぶ重要な生活道路として必要である。	生活道路を確保できる	○		
	④ 公民館や図書館など、利用者のための公共施設附置駐車場を確保する必要がある。	確保できる	○		
	⑤ 誰もが利用しやすく、わかりやすい庁舎のために、幹線道路に近接する必要がある。	幹線道路から離れ わかりづらい	△	『芽室町公共サイン整備計画』を準拠し、誘導・案内・記名・説明などのサイン整備により、わかりづらさの解消を図る。	○
	⑥ 市街地中心部への人の流れを変えない土地利用が必要である。	現状と変わらない	○		
	⑦ 潤いのある景観と憩いや安らぎの場を提供している中心部の緑地は、町民の財産であり、保全する必要がある。	保全できる	○		
	⑧ 中心市街地で働く人たちの駐車場を確保する必要がある。	確保できる	○		
	⑨ 役場庁舎は、人が集まる施設でもあるため、住宅環境に影響を与える可能性がある。	影響について検討する必要がある	△	現地建て替えなので、土地利用は変わらない。ただし、土地の使い方や建物の形状が変わるため、基本設計時に検証する。（日影規制関係）	○
	⑩ 年間を通して緊急時に対応できる公用車駐車場が必要である。	同一敷地内にすべてを確保できない	△	公用車駐車場は、不足する駐車台数をふれあい交流館解体後に倉庫（物置）などと併せて屋根付きの駐車施設として整備する。	○
	⑪ 役場庁舎利用者の駐車場を庁舎周辺に確保する必要がある。	同一敷地内に多くは確保できない	△	現在地には利用者駐車場を最大限整備し、不足分はふれあい交流館解体後に上記⑩と併設する。	○



A地区の共通課題に対する適用状況では、⑤わかりやすさ、⑨周辺住環境へ影響、⑩緊急時に対応できる公用車駐車場、⑪利用者の駐車場の4つの課題への適用状況が△でした。対応事項等とのおり対策をとることで、解決につながると考えられます。



△地区周辺の土地利用

●敷地面積全体 5,200 m²

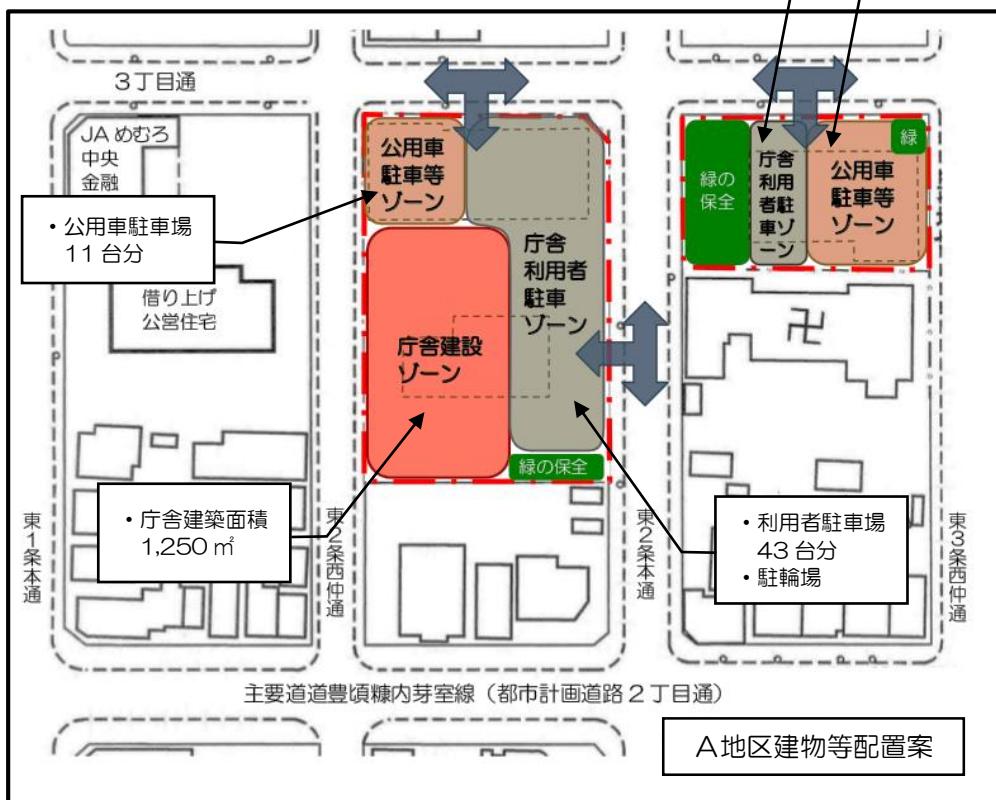
(現庁舎敷地+ふれあい交流館敷地)

土地利用	面積 (m ²)	割合 (%)
①庁舎 (建築面積)	約 1,250	24.0
②駐車場等 (利用者+公用 車+倉庫等)	約 3,000	58.0
③樹木・緑地	約 950	18.0



• 利用者駐車場
10台分

• 公用車駐車場
24台分
• 倉庫等(物置)



A地区建物等配置案

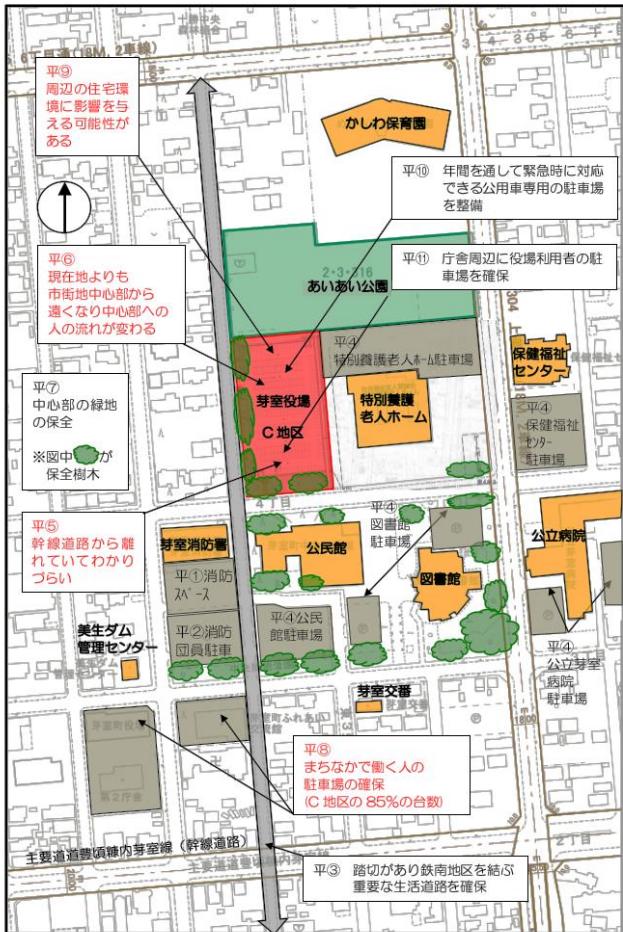
② C 地区に建設した場合の対応事項等

課題		適用状況		対応事項等	
平常時	① 消防署前は、救急車両の入出庫のためのスペースを確保する必要がある。	確保できる	○		
	② 消防署周辺には、消防団員招集時に対応できる駐車場が必要である。	対応できる	○		
	③ 町道東3条西仲通り（消防署と公民館の間）は、市街地の南北を結ぶ重要な生活道路として必要である。	生活道路を確保できる	○		
	④ 公民館や図書館など、利用者のための公共施設附置駐車場を確保する必要がある。	確保できる	○		
	⑤ 誰もが利用しやすく、わかりやすい庁舎のために、幹線道路に近接する必要がある。	幹線道路から離れ わかりづらい	△	『芽室町公共サイン整備計画』を準拠し、誘導・案内・記名・説明などのサイン整備により、わかりづらさの解消を図る。	△
	⑥ 市街地中心部への人の流れを変えない土地利用が必要である。	中心市街地から離れる 人の流れが変わる	△	現役場庁舎敷地は、庁舎建設移転後、町職員を含む中心市街地で働く人たちの駐車場として整備することで、中心部への人の流れをつくる。	△
	⑦ 潤いのある景観と憩いや安らぎの場を提供している中心部の緑地は、町民の財産であり、保全する必要がある。	保全できる	○		
	⑧ 中心市街地で働く人たちの駐車場を確保する必要がある。	確保できなくなる 可能性がある	△	現役場庁舎敷地は、庁舎建設移転後、町職員を含む中心市街地で働く人たちの駐車場として整備する。（当初の85%）	△
	⑨ 役場庁舎は、人が集まる施設でもあるため、住宅環境に影響を与える可能性がある。	影響について 検討する必要がある	△	保健・福祉・医療ゾーンに隣接するため、現在の環境に対する影響が懸念される。土地の使い方や建物の形状については、基本設計時に検証する。（日影関係）	△
	⑩ 年間を通して緊急時に対応できる公用車駐車場が必要である。	同一敷地内に 確保できる	○		
	⑪ 役場庁舎利用者の駐車場を庁舎周辺に確保する必要がある。	同一敷地内に 確保できる	○		



C地区の共通課題に対する適用状況では、⑤わかりやすさ、⑥中心部への人の流れを変えない、⑧中心市街地で働く人たちの駐車場の確保、⑨周辺住環境へ影響の4つの課題への適用状況が△でした。対応事項等のとおり対策をとったとしても、次のとおり課題が残ってしまうと考えられます。

- ・⑤は、広域的な幹線道路から離れていること。
- ・⑥は、現庁舎敷地の跡地利用が決まらない中で、駐車場を整備することは中心部の空洞化を進めることとなる。
- ・⑧は、現庁舎敷地が駐車場として整備されたとしても、台数の不足が生じ周辺駐車場への影響が懸念される。
- ・⑨は、周辺住環境や保健福祉施設への影響など、現状の静かな環境への影響が懸念される。

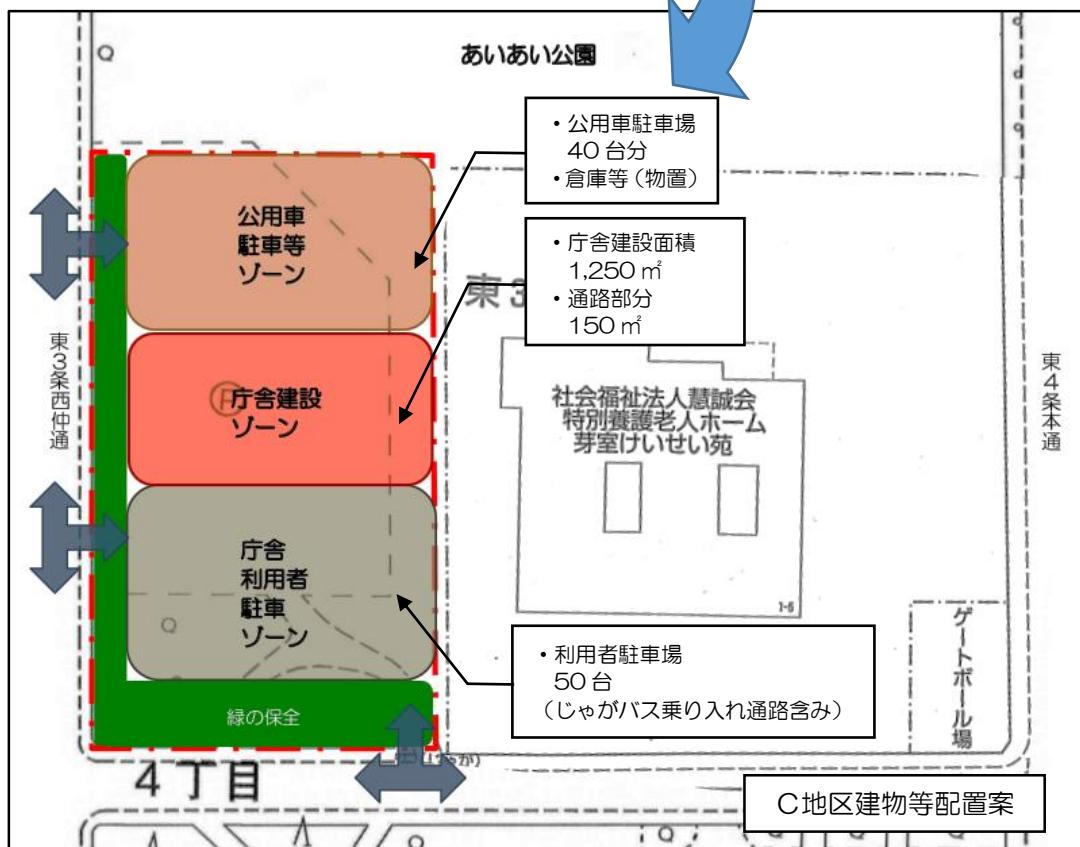


C地区周辺の土地利用

●敷地面積全体 $7,170\text{ m}^2$

(現職員駐車場敷地)

土地利用	面積 (m^2)	割合 (%)
①庁舎 (建築面積)	約 1,250	17.0
②駐車場等 (利用者十公用 車十倉庫等)	約 4,280	60.0
③樹木・緑地	約 1,640	23.0

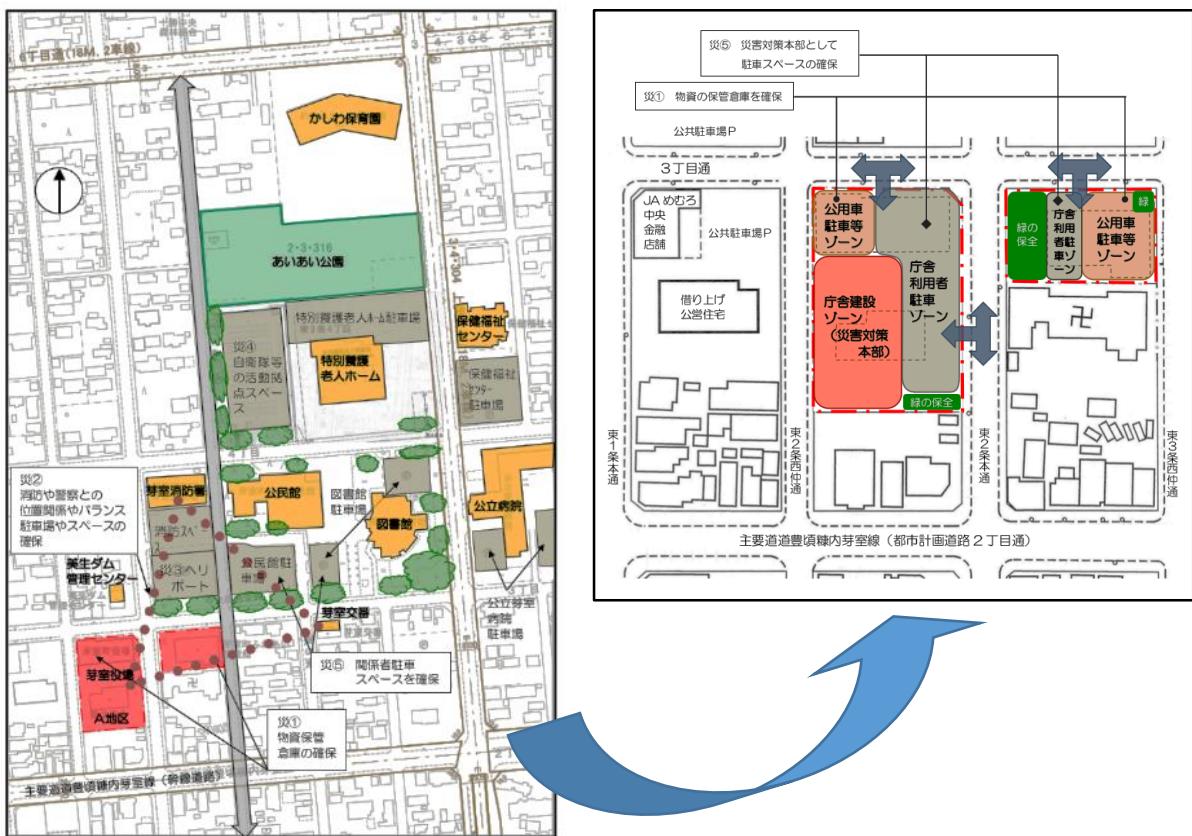


C地区建物等配置案

(2) 災害発生時の課題への対策

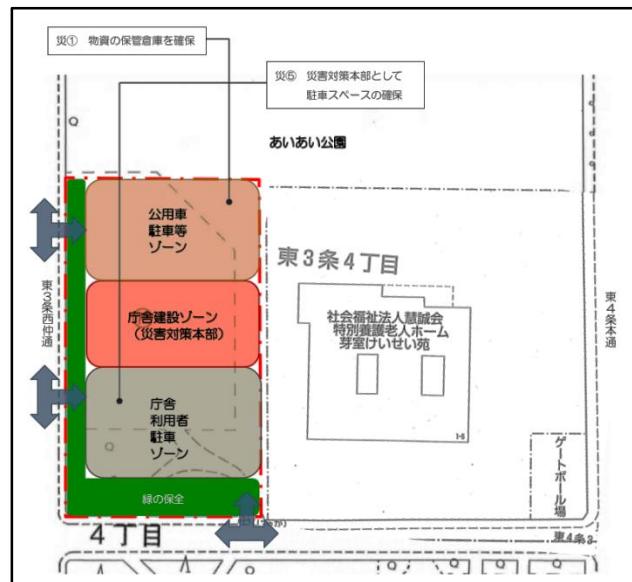
① A地区に建設した場合の対応事項等

課題		適用状況		対応事項等	
災害発生時	① 町外からの支援物資搬入に対応できる集積場所をあらかじめ想定し、物資を保管できる倉庫などが必要である。	ふれあい交流館跡地で確保できる	○		
	② 消防や警察との位置関係やバランス及び支援活動いただく場合の駐車場やスペースを確保する必要がある。	現状と変わらない	○		
	③ ヘリポート（ドクター・ヘリランデブーポイント）は、病院の近くに確保する必要がある。	現状と変わらない	○		
	④ 町が派遣要請した自衛隊等の活動拠点となるスペースが必要である。	職員駐車場で確保できる	○		
	⑤ 災害対策本部関係者や災害に関する連携協定関係者等の駐車スペースを確保する必要がある。	公民館前駐車場で確保できる	○		



② C地区に建設した場合の対応事項等

課題		適用状況	対応事項等
災害発生時	① 町外からの支援物資搬入に対応できる集積場所をあらかじめ想定し、物資を保管できる倉庫などが必要である。	ふれあい交流館跡地で確保できる	○
	② 消防や警察との位置関係やバランス及び支援活動いただく場合の駐車場やスペースを確保する必要がある。	敷地が広くスペースを確保できる	○
	③ ヘリポート（ドクターヘリランデブーポイント）は、病院の近くに確保する必要がある。	現状と変わらない	○
	④ 町が派遣要請した自衛隊等の活動拠点となるスペースが必要である。	公民館前駐車場や現庁舎敷地で確保できる	○
	⑤ 災害対策本部関係者や災害に関する連携協定関係者等の駐車スペースを確保する必要がある。	敷地が広くスペースを確保できる	○



災害発生時の共通課題への適用状況は、A 地区及びC 地区共に適用していることから、対応事項に対する対策を講じる必要はありません。しかし、本年度（平成 28 年）8月末に発生した台風 10 号による浸水被害は、甚大なものとなりました。このため、今回の災害を受け、また、今後発生も予測されている直下型による大地震への備えとして、現行の地域防災計画での位置づけも踏まえ、災害発生に備えた市街地の土地利用を明らかにする必要があります。

4. 建設場所に対する意見等

(1) 町民からの意見等

建設場所に対する町民との意見交換等を実施してきましたが、その内容をまとめました。

① A 地区に対する意見等

＝賛成の意見＝

- ・C 地区は現在職員駐車場となっており、災害時のためにも、広い公共地を確保しておくべきなので、A 地区がよい。
- ・C 地区の場合、駅周辺の人の流れが変わるため、A 地区を支持する。

＝反対の意見＝

- ・A 地区では、一時的な移転費用がかかり、コストが高くなるため、一回で終わらせる地区がよい。
- ・A 地区では敷地が狭い。
- ・A 地区は、将来の大地震で火災が発生した場合、延焼などの恐れがあり、災害本部の移動などのリスクを抱えることとなる。

② C 地区に対する意見等

＝賛成の意見＝

- ・敷地が広く、更地なので A 地区より建設コストもかからないため、C 地区がよい。

＝反対の意見＝

- ・特別養護老人ホームや周辺住宅地の環境に配慮する必要がある。
- ・C 地区は、災害時のためにも、広い公共用地を確保しておくべきである。

(2) 議会からの意見（役場庁舎建設に関する調査特別委員会中間報告書）

① A 地区を建設位置として採用する場合の考慮事項

- ・利用者駐車場が庁舎の北側にならないよう、建物の構造及び配置には配慮すること。
- ・災害時の人・物の流れが機能的に働くよう建物配置を考慮すること。
- ・一時的な移転に伴うコストを抑制するよう工夫を行うこと。
- ・一時的な移転及び施工に伴う職員・住民の負担の軽減策を示すこと。

② C 地区を建設場所として採用する場合の考慮事項

- ・隣接する特別養護老人ホームの居住環境に配慮すること。

③ E 地区を建設場所として採用する場合の考慮事項

- ・敷地が狭隘であるため、隣接する公共施設との位置関係に配慮すること。

5. 建設事業費の推計

A地区とC地区それぞれに庁舎を建設することを想定し、前記した意見等への対策も考慮した事業内容の比較を行います。事業費については一定の条件で比較することが必要そのため、次のとおり条件を設定しました。

- ・第2章「新庁舎の規模算定」で設定した基本指標をベースとします。
- ・庁舎本体工事については、建設方法（建築面積の増減、階数、構造）によって工事費が変わるために、同じ建築物を建てることとします。
- ・既存の樹木や緑地は、可能な限り残し保全することとします。

(1) A地区【現在地での建て替え（ローリング方式）】

- ① 事業費（概算）：24億7百万円

内訳	委託料等	138,070千円
	工事費等	2,128,900千円
	備品購入等	140,100千円

- ② 特徴：新庁舎を現在の第二庁舎と駐車場内に建設した後、既存庁舎を解体し、分散している事務機能の新庁舎への集約化を図る。現在地建替のため、一時的に第二庁舎の機能を移転させる必要がある。また、新庁舎建設期間は、庁舎利用者や公用車の駐車場を確保する必要がある。

(2) C地区【別敷地への建て替え（移転方式）】

- ① 事業費（概算）：24億9百万円

内訳	委託料等	133,070千円
	工事費等	2,135,360千円
	備品購入等	140,100千円

- ② 特徴：新庁舎を現在の職員駐車場に建設した後、既存庁舎を解体し、分散している事務機能の新庁舎への集約化を図る。新庁舎建設期間や供用開始後の職員駐車場を確保する必要がある。



比較まとめ

- ・A地区では、第二庁舎の機能を一時的に移転させるための費用が発生する。（引越費用及びPCネットワーク移設など）
- ・C地区では、新庁舎建設期間や供用開始後の職員駐車場を確保する必要がある。また、庁舎移転後の現在地は、中心市街地の空洞化を進行させない土地利用が必要となる。
- ・A地区とC地区の事業費を比較すると、A地区では①の費用（約16,200千円）が発生するが、C地区の場合、外構整備工事分の費用（約17,700千円）がコスト高となり、総建設事業費を比較しても、さほど差がないことが予測される。

6. 新庁舎の建設場所

ここまで、庁舎建設の場所について、A地区とC地区に絞って比較検証を行ってきました。また、町民の皆さんからも建設場所に関する様々な意見をいただいてきたところです。「3. 建設場所の比較検証」や「5. 建設事業費の推計」の結果からはA地区が建設候補地に適していますが、町民の皆さんからの声では、C地区への建設が好ましいとの意見が多くありました。

しかし、災害発生時の課題への対策にあるように、本年度に発生した台風による浸水被害への対応や今後、発生が予測されている大規模地震への対応を考えたときに、現状としては、防災対策として、次の（1）の課題があります。

のことから、A地区とC地区を比較した優劣による選択だけではなく、災害発生時の緊急・応急対応を実施するために整備すべき機能を最優先に考え、これらの課題解決を考えたうえで、庁舎の役割としての拠点機能を発揮させる必要があります。

（1）災害対策における課題

- ① 災害備蓄品や防災資機材を保管する倉庫が必要である。
- ② 消防団の資機材を保管する倉庫が消防署に近接した場所に必要である。
- ③ 災害発生時に応援機関の活動拠点を確保する必要がある。
- ④ ヘリポートは活用しやすい場所に確保する必要がある。

（2）土地利用の方向性

平成26年度に整備した「あいあい公園」は、市街地内に存在する身近な街区公園として、災害時には一時避難場所としての役割を担うため、様々な防災機能を備えた公園として整備しました。

このため、あいあい公園に隣接したC地区については、上記の課題を解決する地区として、今後、備蓄倉庫や水防倉庫などの機能と災害時における、ひと（応援支援機関・ボランティアなど）、もの（水防備品・備蓄物資・支援物資など）のハブ機能を発揮する場所として必要であると考えます。

なお、その機能整備の内容については、現在進められている芽室町台風10号災害検証委員会のとりまとめ結果を踏まえ、今後検討することとします。

※ハブ（HUB）機能

ハブとは、ネットワークなどにおいて各節点に接続された複数のケーブルを集約するための装置のこと。災害発生時における多くのひと（応援支援機関・ボランティアなど）やもの（支援物資など）を一時的に集約させ、必要な場所に効率的に分配していくこと。

(3) 新庁舎建設場所の確定

C 地区については、今後の災害の備える地区として、土地利用することが、町全体の都市機能の役割を果たすこととなるため、庁舎建設は、A地区に建設することが適当であると考えます。

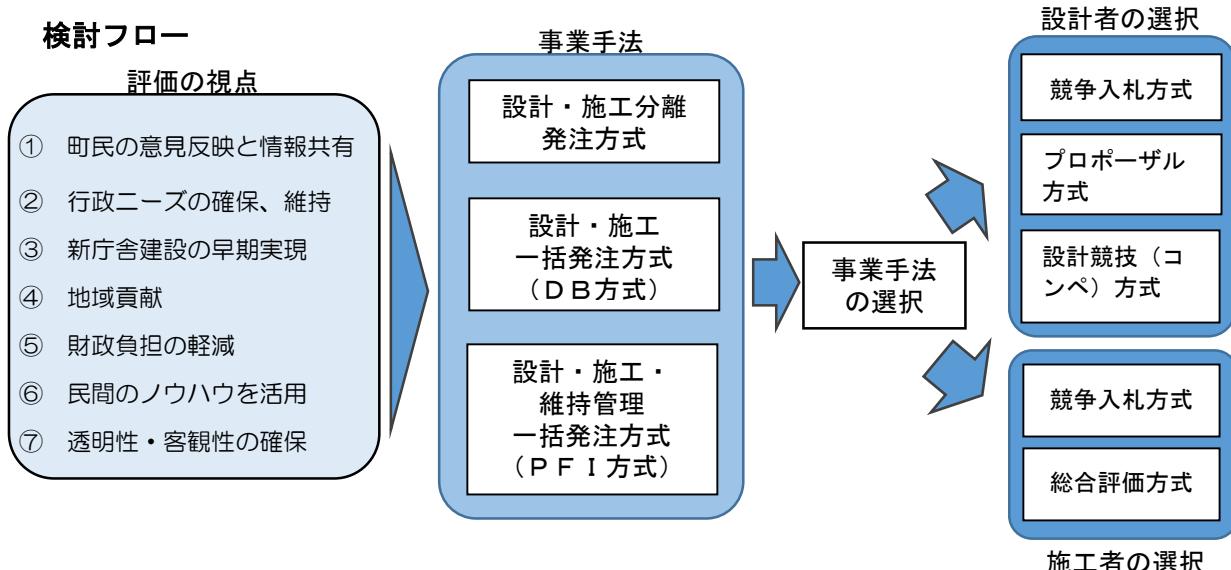


新役場庁舎の建設場所は、現庁舎敷地とふれあい交流館敷地を併せた
(A 地区) として確定します。

第5章の1参考資料 事業手法

5-1 事業手法

新庁舎建設に際して採用する事業手法及び設計の発注方法については、次のとおりです。



(1) 事業手法選定の基本的な考え方

新庁舎建設にあたっては、次の点を重視し、総合的な評価のもと実現可能で効率的な手法を選定します。

- ① 町民の意見反映と情報共有
 - ・めむろまちづくり参加条例の基本原則に基づき、町民等との情報共有を図りつつ、町民等の意見を積極的に反映される手法
 - ・新庁舎の基本方針の実現に向け、施設の運営や維持管理に町民参加などが可能な手法
- ② 行政ニーズの確保、維持
 - ・発注者の意図を的確に反映し、公共施設としての施設の特性を確保・維持できる手法
 - ・新庁舎における防災拠点としての位置づけを踏まえ、災害時にも管理運営が柔軟に対応可能な手法
- ③ 新庁舎建設の早期実現
 - ・喫緊の課題である防災対策機能を早期に実現可能な手法
- ④ 地域貢献
 - ・新庁舎の建設は大規模事業となるので、町内企業の参加など町内の産業振興に寄与できる手法

- ⑤ 財政負担の軽減
 - ・新庁舎の建設事業は、工事費や維持管理費を適正かつ効果的に縮減できる手法
- ⑥ 民間のノウハウを活用
 - ・民間事業者等の専門的な知識や技術力、事業の進め方を取り入れ、効率的な新庁舎の建設が可能な手法
- ⑦ 透明性・客觀性の確保
 - ・事業者選定に際して、透明性、客觀性が確保できる手法

(2) 事業手法の整理

新庁舎の建設においては、次の事業手法が考えられます。

- ① 設計・施工分離発注方式及び設計・施工一括発注方式は、町が事業者として資金を調達し、仕様を定め建設・維持管理・運営等の事業を実施する方法です。
- ② PFI方式は、民間事業者が設計や建設、維持管理、運営等の事業を一括して実施するもので事業期間中は土地・建物を民間に貸し付ける方式です。

【事業方式の概要】

事業手法	事業構成図	業務範囲			
		基本設計	実施設計	監理・施工	維持管理
① 設計・施工分離発注方式	<p>発注者(茅室町)</p> <p>↑ 設計委託契約 ↑ 施工請負契約 ↑ 維持管理委託契約</p> <p>↓ 設計者 ↓ 施工者 ↓ 維持管理者</p>	基本・実施		監理 施工	維持管理
② 設計・施工一括発注方式 (ECD方式) (基本設計は施工者とは異なる設計者が行う)	<p>発注者(茅室町)</p> <p>↑ 設計委託契約 ↑ 施工請負契約 ↑ 維持管理委託契約</p> <p>↓ 設計者 ↓ 施工者 ↓ 維持管理者</p>	基本・実施監修		監理 実施設計・施工	維持管理
③ 設計・施工一括発注方式 (DB方式)	<p>発注者(茅室町)</p> <p>↑ 設計委託契約 ↑ 施工請負契約 ↑ 維持管理委託契約</p> <p>↓ 設計者 ↓ 施工者 ↓ 維持管理者</p> <p>応募グループ</p>	基本・実施		監理 施工	維持管理
④ 設計・施工・維持管理一括発注方式 (PFI方式)	<p>発注者(茅室町)</p> <p>PFI事業契約</p> <p>特別目的会社 (SPC)</p> <p>融資 金融機関</p> <p>↑ 設計委託契約 ↑ 施工請負契約 ↑ 維持管理委託契約</p> <p>↓ 設計者 ↓ 施工者 ↓ 維持管理者</p> <p>応募グループ</p>	事業マネジメント・資金調達 (SPC)	基本・実施 (設計施工の場合もある)	監理 施工	維持管理

【事業手法の特徴】

① 設計・施工分離発注方式

公共建築工事では、従来から最も多く採用されている整備方式です。この方式は、設計者・監理者・施工者が完全に業務を分担し、それぞれが独立して業者選定される仕組みで、品質管理の視点から最も安定していると考えられます。

②・③ 設計・施工一括発注方式

②は、E C I 方式と呼ばれ、プロポーザル等により、アイデアや特徴ある建物デザインを提案できる設計者を選び、選ばれた設計者が基本設計を行います。それを基に施工技術や V E (ヴァリューエンジニアリング) 等により総合施工会社が実施設計及び施工を行い、基本設計の設計者は、実施設計の監修及び工事監理を行う方式です。

③は、D B (デザインビルド) 方式とも呼ばれ、民間工事では施工会社の設計施工で広く採用されています。この方式は、設計と施工を同時に検討でき、施工技術の改善や建設コストの削減など、早い段階から施工会社の提案を取り入れ、建設コストや工事工程の合理化が可能になります。

④ 設計・施工・維持管理一括発注方式

P F I (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) 方式と呼ばれ、町が施設の性能を定め、選定されたP F I 事業者が資金を調達し、設計、施工、維持管理・運営を一括受託して事業を行うもので、民間資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的に実施する方式です。しかし、導入可能性調査や基本方針書、要求水準書、提案書審査など事前の準備が発注側・S P C (特別目的会社：スペシャル パーパス カンパニーの略) 側双方ともに過重負担となる傾向が強く、着工までに時間を要している事例が多くなっています。

(3) 事業手法の評価

新庁舎の建設は、設計段階における町民意見等の反映や施設の維持管理、運営に対する将来的な町民参加の可能性など、社会情勢の変化に柔軟に対応できることが必要であり町が責任を持って管理運営を行うことが適切です。

事業手法選定については、基本的な考え方を踏まえ、総合的に判断していくことが望ましいと考えられます。

事業手法	メリット	デメリット
①設計・施工分離発注方式	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、施工、維持管理（以下、各段階）の各業者選定に透明性、客觀性が確保しやすい。 ・各段階で発注者側（町民等を含む）の意向を反映しやすく、相互のチェック機能も働く。 ・設計段階で町民参加がしやすい。 ・各段階での社会的変動要因等に対応しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各段階でのマネジメントは発注者（町）が行うため、経験値や技術力が必要になる。
②設計・施工一括発注方式（ECI方式）（基本設計は施工者とは異なる設計者が行う）	<ul style="list-style-type: none"> ・施工者の早期の参画により、施工技術等が実施設計へ反映され、建設コストや維持管理コストの縮減が図れる可能性がある。 ・実施設計から施工まで、一連の事業が、円滑に進捗することが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計の趣旨を逸脱し、施工者側の意向に偏った実施設計になりやすく、変更も難しくなる。 ・実施設計段階の発注者側（町民等含む）の意向が反映されにくい。 ・施工者側は基本設計条件により工事費を積算するため、詳細な実施設計による積算と乖離するリスクを伴う。
③設計・施工一括発注方式（DB方式）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計段階から施工者が参画することで、施工者の施工技術や品質管理等が設計に反映されることで、建設コストや維持管理コストの縮減や工期短縮が図れる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注段階で設計や施工等に関する要求条件を明確にする必要がある。 ・発注後の要求条件変更が、困難である。 ・事業者選定後に町民意見等を反映させる町民参加型には馴染み難い。 ・発注時の内容に変更が生じた場合、発注者側に負担が発生する可能性がある。
④設計・施工・維持管理一括発注方式（PF方式）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別目的会社を選定することで、民間のノウハウが発揮され、建設と維持管理のコスト縮減が図れる可能性がある。 ・発注者が締結する契約が1本化され、責任の所在が明確になる。 ・年間財政負担額の平準化が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎であることから、民間ノウハウを発揮できる収益部分が少ない。 ・発注段階で発注者が設計や施工及び管理維持等に関する要求条件を明確にする必要がある。 ・発注後の要求条件の変更は難しく、特別目的会社選定後に町民意見等を反映させる町民参加には馴染みにくい。

上記比較表のメリット及びデメリットから、透明性、客觀性の確保や発注者側の意向の反映、設計段階での町民参加がしやすい、①の設計・施工分離方式及び建設コストや維持管理コストの縮減や一連の事業が円滑に進捗することが期待できる②の設計・施工一括発注方式（ECI方式）を事業手法としての有効性が高いと判断します。



今後、設計候補者選定及び基本設計を進めながら、最終的な事業手法を検討します。（基本設計については、次項のとおり）

第5章の2参考資料 設計者、施工者の選定方法

5-2 設計者、施工者の選定方法

(1) 設計者の選定

設計者の選定方法には次の方があります。

① 競争入札方式

- ・競争入札方式は、提示する条件（仕様書）に対し、設計料を入札で競わせてその中から一番安価な業者を選定する手法で、公共工事等では一般的な手法となっています。
- ・仕様書により、業務内容が明文化され、設計者の技術力などにより業務の質結果の同一性に大きな差が出ないような業務の場合は、適切な方法といえます。
- ・設計者の技術力などによる業務の成果物に差が生じるものには適さない方式です。
- ・入札額により優劣が決定するので、判定基準は明確であるが、技術力やデザイン力などの評価はできません。

② プロポーザル方式（技術提案方式）

- ・プロポーザル方式は、「業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する」*1) 方法であり、具体的な「設計案」ではなく、設計者の考え方を評価し、設計者を選ぶ方式です。
- ・設計者を選定するため、町民意見等を反映して設計を進めることが可能です。
- ・発注者の評価テーマの設定や設計者の評価基準の設定が難しい側面があります。

*1) 出典：「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成23年6月）調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（国土交通省）

③ 設計競技方式（コンペ方式）

- ・設計競技方式は、事業規模が大きく、建物の象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合に、「設計案」を選ぶ方式です。
- ・具体的な設計案を見てから選ぶことができますが、設計者選定後の大きな設計変更が難しく、設計段階において町民意見等を反映することも難しくなります。

(2) 設計者選定方法の評価

- ① 新庁舎は、多くの町民等が利用する共有の財産であることから、その建設にあたり設計者には創造力や確かな技術力、経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウを要します。
- ② 町民等の意見を柔軟に反映できるとともに、選定方法に公正性、透明性、客観性等が確保可能な選定方式を選択していくことが重要になります。

手法	競争入札方式	プロポーザル方式	設計競技（コンペ方式）
選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・価格の一番安い業者を選定 ・入札額 	<ul style="list-style-type: none"> ・最も技術力のある「設計者」を選定 ・評価テーマと計画コンセプトの技術提案 ・設計実績等と取組体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・最も優秀な「設計案」を選定 ・計画コンセプト ・設計図 ・パース、模型等
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・選定基準が明確で、客観性が高い。 ・選定期間が短い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階でも要望（町民参加）を入れられる。 ・評価テーマの考え方や取り組みの体制を評価できる。 ・技術力・デザイン力のある設計者を選定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な設計案を選定できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力・デザイン力のある業者が選定されるとは限らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準の設定が難しい。 ・審査期間が必要なため、競争入札方式に比べて選定に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階での要望（町民参加）を入れにくい。 ・提案内容の変更が難しい。 ・発注者側・提案者側ともに選定までの費用、労力、時間の負担が大きい。

設計段階においても発注者（町民等）の各種要望を取り入れられやすく、技術力・デザイン力があり、実績などが豊富で、新庁舎に対する技術提案の内容により設計者を選択することが重要であると考えます。



プロポーザル方式による設計（基本設計）候補者を選定するものとします。

(3) 施工者の選定

① 施工者の選定方法には、次の方式がありますが、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格で調達するためには、施工品質の確保や建設費用の縮減、施工者の技術力を活用できる手法を選定する必要があります。

手法	競争入札方式	技術提案型総合評価方式 (総合評価方式)
選定方法	価格の一番安い業者を選定 【評価方法】 ・入札価格	技術提案と価格提案を総合的に評価し、最も優秀な施工者を選定 【評価方法】 ・技術提案 ・入札価格
メリット	・選定基準が明確で、客観性が高い。 ・選定期間が短い。 ・建設費を削減できる可能性が高い。	・工事品質の確保や向上が可能。 ・ライフサイクルコストを含め、最も有利なものを落札者とすることができる。 ・施工期間の制約が強いものや地域貢献策など、価格以外にも重視しなければならない工事に適している。 ・必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することによりダンピングの防止、不良・不適格業者を排除できる。
デメリット	・技術力のある業者が選定されるとは限らない。 ・入札参加条件を設定することで一定の品質確保が可能となるが、価格が優先される懸念がある。	・評価項目や基準を明確にする必要がある。 ・技術提案・審査に係る競争参加者・発注者の負担が増える。

② 平成17年4月1日施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによる適切な社会資本整備が求められています。

③ 施工者の選定は、工事全てを発注する「一括発注方式」と工事区分によりそれぞれの専門業者に発注する「分離発注方式」があります。

【一括発注方式】全ての工事を一括して元請け業者が請け負い、それぞれの専門業種を専門業者に下請負をさせるため、工事管理においては、元請け業者のもと管理される。

【分離発注方式】各業種でそれぞれの専門業者が元請け業者となり、専門性の高い工事管理となるが、全体の工事管理が困難である。

施工者の選定方法は、基本設計時に検討します。

【参考事例】

	設計者選定方法（基本・実施）	施工者（請負者）選定方法
町田市 (庁舎)	<p>【公募型プロポーザル方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル方式により、参加表明をした48者の中から、選考委員会により1次審査において12者を選定。 ・2次審査において、簡易提案書を求め評価のうえ3者を選定。 ・3次審査において、公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施し選定。 	<p>【総合評価方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に価格のみの競争で施工者を決定するのではなく、施工者の技術力、市内経済の活性化等の要素も加味した、町田型総合評価方式とした。 ・公平性を確保するため、学識経験者による「新庁舎建設施工者候補者選考委員会」を設置して評価を行った。(参加6者、1者入札辞退)
立川市 (庁舎)	<p>【市民対話型 2段階方式による選定競技】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル＋コンペ方式により第1次提案として全国公募し、177件の提案図書を公開展示した中で選考委員会が市民との意見交換を行い、第1次審査で3者を選定した。 ・さらに市民とのワークショップを経て2次提案を提出してもらい、第2次審査で公開プレゼンテーション、市民との意見交換会、ヒアリングを実施して選定。 	<p>【技術提案型一般競争入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会を設置、事業手法選定委員会の公募市民委員のうち3名が立会人として集積し、公平性などが確保されているかを確認。建築と設備の一体化等に対する新しい技術提案を重要と考え、一括発注方式を採用。 ・2次審査で公開プレゼンテーションを行った。(参加11者)
幕別町 (庁舎)	<p>【公募型プロポーザル方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル方式により、参加表明をした6者を一次選考において選定した。 ・二次審査では、公開によるプレゼンテーションやヒアリングを実施した。 ・最終的には、選考委員の審査結果に基づき、最優秀者及び次点者を選定した。 	<p>【分離発注方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主体を2工区、機械設備も2工区、電気設備2工区に分けて発注した。 <p>【公募型指名競争入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加の意思のある者を公募し、その中から入札参加者を指名。 建築主体(その1)(その2)4者 機械設備(その1)(その2)3者 電気設備(その1)3者、(その2)2者 ・建築主体2工区とも入札不落札、最低価格入札者と随意契約 ・機械設備(その1)は入札不落札、最低価格入札者と随意契約

その他参考資料

1. 基本計画策定の経緯

日 時	委員会等	検討・説明事項等
平成28年4月28日	庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会 設置要綱の制定 検討委員会 13名（課長職） 作業部会 15名（係長職） 事務局 企画財政課・建設都市整備課	
平成28年5月18日	第1回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の役割 ・基本構想の確認 ・作業部会の資料収集分析等の内容
平成28年5月26日	第1回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の役割 ・基本構想の確認 ・作業部会の資料収集分析等の内容
平成28年6月8日	第2回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建設位置の検討
平成28年6月24日	第3回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回作業部会の内容確認 ・庁舎建設位置の検討
平成28年7月7日	第2回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定のスケジュール ・新庁舎の位置と周辺整備
平成28年7月20日	第4回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町役場新庁舎視察
平成28年7月21日	第3回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討委員会の内容確認 ・町議会特別委員会への説明事項 ・新庁舎の位置と周辺整備
平成28年7月28日 (木)～30日(土) 3日間	○役場新庁舎建設基本計画づくり意見交換会 場 所：芽室町中央公民館2階講堂 参加者：28日(木) 18人 29日(金) 13人 30日(土) 10人 計41人	<p>『説明事項』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎建設の経緯について ・基本構想の考え方について ・建設候補地の検討状況と2地区への絞り込みについて <p>※以上の説明後、意見交換を実施</p>
平成28年8月10日	○平成28年度 夏季そよ風トーク ・商工業者の日（めむろーど2階） 参加者 8人	<p>『庁舎建設基本計画づくり』</p> <p>※役場庁舎建設の経緯や、建設候補地について説明後、意見交換</p>

日 時	委員会等	検討・説明事項等
平成28年8月12日 広報すまいる8月号	○建設場所についての意見を募集 提出期限：8月31日（水） 提出方法：ホットボイスはがき、メールなど	※新庁舎の建設場所について、その経過も含めて情報公開し、意見を募集。
平成28年8月18日	○平成28年度 夏季そよ風トーク ・保健,福祉,医療の日(めむろーど2階) 参加者 0人	『庁舎建設基本計画づくり』
平成28年8月20日	○平成28年度 夏季そよ風トーク ・パパママ（子育て世代）の日 (めむろーど2階) 参加者 4人	『庁舎建設基本計画づくり』 ※役場庁舎建設の経緯や、建設候補地について説明後、意見交換
平成28年8月20日	○平成28年度 夏季そよ風トーク ・生活者の日（めむろーど2階） 参加者 3人	同 上
平成28年10月4日	第5回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回、第4回作業部会内容確認 ・これまでの経過について ・庁舎の窓口機能について ・庁舎建設規模設定の考え方について
平成28年11月1日	第4回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回検討委員会の内容確認 ・基本計画策定の経過について ・今後のスケジュールについて ・新庁舎の位置と周辺整備について
平成28年11月10日	第1回芽室町都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の建設場所について、都市計画の視点から意見交換
平成28年12月20日	第6回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回作業部会内容確認 ・計画策定スケジュールについて ・庁舎の窓口機能について ・新庁舎の規模設定について
平成29年1月12日	第5回庁舎建設基本計画策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回検討委員会の内容確認 ・今後のスケジュールについて ・基本計画（案）について

日 時	委員会等	検討・説明事項等
平成29年1月14日 ～1月24日	○平成28年度冬季巡回型そよ風トーキ 市街地4箇所 郊外地9箇所 参加者合計 157人	『庁舎建設基本計画（案）』 ・計画案について説明後、主に建設場所について意見交換
平成29年1月16日 ～1月23日	○庁内意見募集 意見2件	『庁舎建設基本計画（案）』 ・職員の意見募集
平成29年1月26日	管理庁議	『庁舎建設基本計画（案）』 ・原案のとおり決定
平成29年2月1日 ～2月28日	○まちづくり参加条例に基づき住民参加手続きの実施（パブリックコメント）	『庁舎建設基本計画（案）』 ・基本計画（案）の周知、意見募集

2. 町民からの意見まとめ

(1) 役場新庁舎建設基本計画づくり意見交換会

実施日：平成28年7月28日（木）～30日（土）19:00～ 3日間

場所：芽室町中央公民館2階講堂

【意見等のまとめ】

7/28（木）意見内容	
建設場所に関する意見	A地区では、移転のお金が掛かってしまう。一回で終わらせられる地区がよい。
	この2地区では、車社会であり駐車場も必要、A地区は敷地が3,600m ² であり、今後50年使う庁舎としては狭いと思う。C地区の内容で検討が望ましいと思う。人口2万人弱の芽室町にとっては、A地区では狭い。C地区が適切だと思う A地区では、かなり遠くに駐車して歩かなければならない。
	庁舎が駅の近くにあればよいというものではない。移転については一回で終わらせられるようにすべきである。
	A地区に新庁舎とした場合、工事中に分散し、一部移転が必要となるので、経費が違うのではないか。更地に建設した方が、経費は掛からない。敷地面積についても、A地区は今の時代には狭いと思う。機能を集約し、あいあいに元々事務機能のあった社会福祉協議会が移転するのであれば、C地区がベターではないか。
	A地区の場合、駐車場は北側になるのか。めむろーどの北側駐車場は、冬期間つるつるしていて危険であるし、みんな不満がある。役場も北側を駐車場にするのはどうかと思う。A地区で現地建替の際、分散しながらやるというのは経費が掛かる。面積的にもC地区に一気に建設する方がよいのではないか。
	B地区の案で、道路が潰れるから駄目という理由であるなら、吹き抜けのような構造とし、道路を残しての建設もできるのではないか。A地区で建設しようとすると1期、2期工事が必要になる。A地区に比べてB地区はスペース的には大きい。技術的にはできるはずであり、選択肢として外す必要はないのではないか。
	B地区とする場合、公民館を壊すことにはならない。ふれあい交流館と現庁舎を駐車場にすることになるのではないか。駐車場はあるに越したことはない。その意味では、B地区は反対。公民館利用者の駐車場どうするというと、現状でも足りていないと思う。
	C地区であるが、現在職員が駐車場として利用している。工事期間中はどうするのか。A地区とした場合、ふれあい交流館を潰して、駐車場とすべきではないか。そのように考えれば、A地区とC地区はどちらも大きな違いではないように思う。私は、公共のバス等の導線、敷地内に入りやすいとかの観点を入れてもらいたい。C地区の隣には、あいあい公園があり、防災公園なので、C地区となった場合は、繋げる機能を検討してもらいたい。災害時に連携するなど応用を検討してほしい。
	C地区とした場合、敷地のあいあい公園側に建設してしまうと公園が暗くなる。C地区とした場合北側に開けている環境がよいと思う。

その他意見	幕別庁舎は免震構造である。免震にすることで余計に金が掛かるが、地震の危険性はある。少々費用は掛かっても免震を取り入れてみてはどうか。
	基本構想の時にそよ風トークを行ったということだが、その場に何人きたか。100人とか200人とかごく一部の町民しか参加しておらず、そこでの意見がないことは、町民の全意見ではない。トークをやり意見がなかったことから、町民の理解を得たということではない。
	町民の意見をみんな集めるのは現実的に言って無理である。次の広報誌で、ホットボイスはがきて意見をもらってはどうか。そうすれば、意見が集まるのではないか。議会と役場職員に任せておけばよいというものではない。すまいるはみんなに回る。
	例え、みんなの意見を聴けたとしても、どこかで決断が必要である。とにかく早く進めてもらいたい。古い建物は維持するにも経費が掛かる。早くやるべき。
	ホットボイスで出てきた意見は全て広報誌に掲載してほしい。
	A地区以外に庁舎建設された場合、現庁舎跡地は今後も年寄りが増えるから、高齢者向けの施設がよいのではないか。または、職員の駐車場は現庁舎の跡地となるのか。
	駐車場の考え方についてであるが、屋根のないものではなく、立体駐車場としてもよいのではないか。そうすれば、除雪の心配はなくなる。現庁舎の跡地で、できるのではないか。立体駐車場も今後考えてみてはどうか。
	現庁舎跡地は、少なくない台数を駐車できるので、休日は一般開放したらよいと思う。
7/29（金）意見内容	
建設場所に関する意見	新庁舎敷地にはゆとりが必要である。現在地は狭い。せっかく新しく建てるならゆとりのある敷地がよい。A地区とした場合、B地区を駐車場にするとしても、庁舎利用者が道路を渡る必要があり、使い勝手が悪い。物凄い数の駐車区画はいらないと思うが、広くとれる候補地が優先されるべきだと思う。
	更地に建てるなら、現庁舎を稼働させながら、工事も平行してできると思う。A地区とした場合は、工期中、工事関係の車両が行き交う。不便になるのではないか。
	A地区になった場合、南北という建て方により、北側駐車場にしないと言うが、新庁舎が建った後に第1庁舎を壊す工程であれば、現第1庁舎の跡地はどうするか。矛盾するのではないか。C地区にすれば、新たに建て、一回の移転で出来る。余計なコストが掛からないこととなる。議会ではA地区が有力のようだが、コスト面でもC地区がよいと思う。
	C地区がよいと思う。機能の面では、交通車両の問題が残ると思う。じゃがバスは場所が決まってから路線を変えればよい。
その他意見	いろいろな庁舎を視察しているので、よいところを取り入れてくれると思うが、バリアフリーはきちんと取り入れてもらいたい。高齢化が進み、歩くのが大変な人が増えると思う。町民が役場に用が多い窓口を入り口近くに配置してほしい。車椅子を旋回でき

	<p>るよう廊下は広くする。手続きを終え、水を飲んだり、一休みできる場所を設けることも考えてほしい。町民が役場に行く中では、会議や生活相談をすることもあるので、利用者のプライバシーが守られる配慮もしてほしい。折角あたらしく建てるので、再生可能エネルギーで照明も暖房も賄うようにしてもらいたい。足寄は全部、再生可能エネルギーで維持している。重油ボイラーであれば、それに掛かる経費分は町外にお金が出てしまう。再生可能エネルギーであれば、地域の活性化にもつながる。木質なら地産地消ができる。太陽光とか木質バイオマスの導入をしてほしい。</p> <p>条件ということであれば、機能最優先とすべきである。デザインはどうでもよい。町内の施設には、なんであんなデザインなのかというのがある。凝ったデザインは施工も、管理も大変である。シンプルなデザインの四角の庁舎でよい。</p> <p>嵐山のボイラーはペレットを使っている。新庁舎でも是非取り入れてもらいたい。日甜が重油使っていたが、石炭に切り替えた。しかし、外炭であり、アクも出るようだ。C地区とした場合の現庁舎の跡地利用であるが、ショッピングセンターを建設してはどうか。公園法があり、公園に道の駅をつくるというのはできない。市街地の真ん中に遊べる場所を持ってきててもよいのではないか。</p> <p>けいせい苑敷地の一部を駐車場として利用できないのか。あんなに広い敷地の真ん中に建てるのがおかしいのではないか。そういう意見はどこからも出ないのか。</p>
7/30（土）意見内容	
建設場所に関する意見	<p>A地区とC地区に絞る形だが、現在C地区は職員駐車場になっている。そうすると職員がどこに駐車するのかという問題が生じるのではないか。また、C地区の東側はけいせい苑、西側は住宅地になっており、その方々の環境に影響しないような配慮が必要ではないだろうか。私はA地区が良いと考えている。災害のために、広い公共地を確保しておく必要もあると思う。</p> <p>新聞記事に、短期間で建設できるC地区が好ましいという意見が掲載されていた。そのメリットは確かにあると思う。しかし、震災のニュースを見ていても、広い空地がないことで、支援物資の置き場所、交通の遮断等、多くの問題が発生している。C地区は恒久的に災害時の広場として残しておくべきだと思う。平時は町民や職員の駐車場として利用すれば良い。芽室の街中で広い空地と言えばどこかと考えれば、他には神社周辺しかないが、あそこは病院や特老から距離がある。C地区であれば、災害時もスムーズに事が運ぶ。確かに何もない場所に建てるのは移転費用も掛からず、目先の利点はある。しかし、長期的な視点で見ると、C地区は絶対に空き地として残しておくべき場所だと思う。加えて、C地区に建設すると、奥へ引っ込む形になり、駅前周辺の人の流れが変わる。大都市の商業施設が建設場所を検討する場合は、1丁でも奥へ引っ込まないように考えられている。少しの距離でも人の流れは大きく変わる。そういう理由から、私はA地区を支持する。</p>

	<p>私は C 地区が良いと思う。災害時の対応については、総合体育館周辺が中心になるのではないか。体育館にはグラウンド、野球場等、広いスペースがかなりある。そもそも、町の中心部で災害に対応するのは難しいのではないか。総合体育館ならば、国道 38 号線にも近く、駐車スペースも充分に確保できると思う。A 地区に建てるには建設費の問題があると思う。札幌駅の建て替えについても、切り貼りが繰り返され、市民が大変そうだった。今の時代、できるだけコストがかからないようにして、町民の負担を減らしてもらいたい。</p>
	<p>やはり、将来の芽室町のまちづくりや生活環境のことも考えると、今現在はある程度の行政・文教ゾーン等の集約がなされている。ここで役場が C 地区に移動すると、また弊害が出てくるような気がする。また、あいあい公園は避難場所になっており、病院も近い。A 地区への建設費用が大幅に伸びないようなら A 地区に建設し、C 地区は避難場所や災害時に利用する空き地として確保して置いた方が良いのではないだろうか。</p>
	<p>私は C 地区が良いと思っている。この場所は、広場として貴重な場所であるということで長く建物が建設されてこなかった。しかし、けいせい苑が建設された時点で、広場としての貴重さは失われているのではないか。災害時のことを考えると、C 地区だけでは不足していると思うし、そこに役場が建設されても問題がないのではないかと思う。</p>
	<p>私はやはり C 地区に建設すべきだと思う。A 地区であれば、コスト計算はしていないものの費用がかさむことは明白である。C 地区はまったくの更地なので、A 地区に比べれば難しくはない。広場がなくなるという意味では確かに懸念もあるが、先ほど出た意見のように広いスペースならば、総合体育館周辺になると思うし、けいせい苑を建てずに土地を確保しておけば良かったが、建ててしまった以上、C 地区に役場を建設しても良いと思う。職員駐車場は別途考えれば良いし、若干遠くなる程度の不便は仕方がない。</p>
	<p>役場庁舎は中心部に建設してもらいたいと思っている。この近辺にも住宅はあるが、C 地区はけいせい苑があり、そちらに役場が建設されると、車の流れや人の流れが変わってくる。今、静かな場所にわざわざ喧騒を持ち込むこともないだろう。町の空洞化を進めることもない。</p>
その他意見	<p>A 地区に建設するならば、当然、今の建物を壊しながら進めることになると思う。C 地区に建てる場合と比べて、どれくらい費用に差があるのか示してもらわなければ議論はできないと思う。</p>
	<p>役場の機能は 10 年後 20 年後には大きく変わるとと思う。それを考慮して、何が役場の機能として一番大切だと思うか。子育てをしていて、インターネットで色々と手続きができれば良いと思うが、そうなれば役場の機能もかなり変化する。役場に来庁する住民が何を求めているのか。例えば、話題にもなった、つくば市の広いホールを実際に経験したことがあるのだが、非常に使いにくかった。確かに広くて立派で見栄えは良いが、子どもを連れて重い荷物を持っていると、カウンターまでの距離がとても遠く感じた。</p>

	十勝管内の断層帯は幸いにして芽室町にはしつてない。だから、地下1階をつくるというのは良いと思う。幕別町、池田町、大樹町は断層帯がしつているため、地下は危険だが、芽室町ならば可能である。芽室町は基本的に高台の町で水害の心配も少ないし、恵まれていると思う。
--	--

(2) 夏季そよ風トーク意見交換の結果まとめ

実施日：平成28年8月10日（水）19:00～20:30 「商工業者の中」

平成28年8月18日（木）19:00～「保健・福祉・医療の日」

平成28年8月20日（土）14:00～15:30 「パパママの日」

平成28年8月20日（土）19:00～19:50 「生活者の日」

場所：めむろーど2階セミナーホール

【意見等のまとめ】

8/10（水）意見内容「商工業者の中」	
建設場所に関する意見	場所はC地区が良いと思う。先日開催された町民意見交換会でもそういう意見が多いと思った。
	場所は、C案が良いと思う。現在地への建て替えだと、仮に移動するお金もかかる。
	建設位置はC地区で考えてもらえばと思う。岩内町や長岡市というところを見てきた。
その他意見	役場が移転した後の空いたスペース（現在の庁舎跡地）が活用できればと思う。現在は、イベントを駅前ロータリーなどで行っているが警察や北海道と調整して行っている。できれば今の庁舎のスペースを駐車スペースとステージのあるイベント広場になると良い。また、災害時にも活用できると良い。そうなると商店街としてもイベントが展開しやすい。
	A地区は舗装で駐車場にして、商店街のイベントなどで使えるようにしてほしい。芽室には道の駅がないので、芽室公園のあたりが良いと思うが、あそこは公園の関係で簡単に建設できないと聞いた。それであればまちなかの真ん中に買い物、映画、スポーツもできるような施設が理想かなと考えたりもする。
	建設位置を決めなくてはいけないが、建物の機能をどうやって決めていくのか、今後どのような形で考えていくのかも大事だと思う。
	場所とかではなく、公共施設整備の考え方として、PFIなどの考え方を取り入れてはどうか。
けいせい苑の駐車場スペースなどが広いが、それらを使わせていただくことも検討してはどうか。	

	盆踊りと秋祭りなど、駅前ロータリーを使うという発想がそもそも違うと思う。警察も良い顔しない。東1条を封鎖してイベントを行うこともあるが、現在の庁舎敷地が最適だと思う。職員の駐車場は体育館周辺か、地下か屋上に整備するはどうか。50年に1回の出来事なので思い切った考え方が必要だと思う。
8/18（木）意見内容「保健・福祉・医療の日」	
建設場所に関する意見	※参加者〇人のため意見は無し
8/20（土）意見内容「パパママの日」	
建設場所に関する意見	A地区とC地区では広い方が良いのではと思ってしまうが、あいあい公園も近いし、子育て世代としてはあいあいに行くことの方が多いので、C地区の方がなじみがあるのではないか。C地区の方が良いのではないかと感じます。
	あいあい（保健福祉センター）とのつながりを考えれば、あいあいに近い方が良いのでは、保健師さんの行き来も楽だと思う。
	C地区周辺には、あいあい公園もできて、保育所からの子どもの声も聞こえてきていなと思う。今のこういう環境を崩したくないなという気持ちもある。
その他意見	ワンストップサービスについて。私も引っ越してきたときに あっちいってこっち行ってという経験は夫がしたので、前から言われ続けてきたことは承知しているが、子育て団体（育児ネット）あいあいで活動させてもらっているが、子育て支援課のすぐそばで、お互い確認し合いながらできたので利点があったが離れてしまうとすぐ対応ができなくなる心配がある。公民館と教育委員会の関係やつながりなども心配である。
	C地区に建設したなら教育委員会と保健福祉センターはそのままでいいのではないかと思う。
8/20（土）意見内容「生活者の日」	
建設場所に関する意見	庁舎建設については、新聞などで情報は見た。個人的にはC地区が良いと思っている。A地区は狭い。現状でも車を停めるのに苦労している。新しい庁舎は、それなりの広さがほしいので、C地区になればと思う。
	先日の町民意見交換会の時も、C地区の意見が多かったと思う。
その他意見	C地区に建設した場合、職員駐車場をどうするのかという話もあったが、周辺に売り出している土地があるので購入して駐車場にしてはどうか。森林組合の南側も空いているので活用できないか。
	C地区になったときに、A地区は職員の駐車場にして、それでも足りない分は他に探すことで良いのではないか。

(3) 建設場所についての意見を募集

実施日：平成28年8月12日（金）～31日（水） 20日間

※新聞報道もあり、実施日前後にいただいた意見もあわせてまとめたもの

実施方法：ホットボイスはがき、メール等

【意見等まとめ】

受付日	内 容	その他
7/25	C案大賛成です。	ホットボイスはがき
7/25	A地区ー△、B地区ー×、C地区ー◎、D地区ー×	ホットボイスはがき
7/26	役場新庁舎の建設場所は駐車場が多く望めるけいせい苑西側（C地区）が最適に思いつつ感想を申し上げます。	ホットボイスはがき
8/4	<p>役場新庁舎建設基本計画について 過日行なわれた意見交換会に出席出来ませんでしたけれど、新聞報道又参加された方から資料を見させていただきました。 これまでの経緯に</p> <p>1.現庁舎の現状と問題点 2.現庁舎の耐震改修の可能性について 3.総合計画での位置づけ及び新庁舎建設に要する費用 4.新庁舎施設整備の基本的な考え方について 5.新庁舎に求められる主要な機能と規模について</p> <p>以上の点については、理解も出来るし当然の事と思います。今町民が関心を持っているのが建設候補地についてでないかと思います。今求められる事は、今A地区、B地区、C地区、D地区、中でもC地区、B地区の様に思われますが、何と言っても庁舎は町の顔です。私はあまりにも町の顔とは言えないと思います。芽室高等学校現地での建替との事でしたが用地 42,000 m²では狭く 50,000 m²以上との事で東芽室になったとも言われています。庁舎も築後 50 年に建替の時期になると思う。30,000 m²は必要になると思われると話もあったと思います。今は、けいせい苑、保育所、防災公園等が出来て庁舎は関連施設が取れないと思われます。（植木、花壇、公用車、一般駐車場、職員駐車場）過去5年ごとの町の計画されなかっただよ？私は町中心地より少しはなれた所に思います。例として健康プラザ運動公園、南パークゴルフ場、南公園つき山から芝生一面が町の顔としてふさわしいと思います。25,000 m²以上だと思います。私は無差別に 500 人にアンケート方式又は一部記入等で町民の思いを聞く事を心要と思います。</p>	封書

8/15	<p>広報誌すまいる8月号で役場庁舎の位置について、町民から意見を聞く記事が出ました。この中で、4地区の課題が出ていました。この中で⑥と⑧の課題のうちA地区は両方とも○印。C地区は両方とも△印でした。</p> <p>これは、役場庁舎本来の機能を理解しない説明ではないでしょうか。役場は、中心市街地へ人の流れを誘導すべき機能を持たせるのが本来の役割ですか。また役場は中心市街地で働く人たちの駐車場を確保する必要があるのですか。もう少し、記載してある平常時と災害発生時の課題を整理し、将来に禍根を残さない場所に建設するようお願いします。</p>	ホットボイスはがき
8/15	<p>町役場庁舎の設置場所がAとCに絞りこまれたようです。広く町民の声を聞く方法として、このホットボイスハガキを利用して、アンケートを取ったら良いと思います。</p> <p>例えば</p> <p>A 現在の役場の場所 C 中央公民館北側</p> <p>「いすれかに○を付けてポストに入れる」これだけの行動で自分も参画したことになり、今後の行方にも興味関心を持つと思います。</p>	ホットボイスはがき
8/25	<p>庁舎建設位置について意見を申し上げます。</p> <p>けいせい苑の側に建てる話がありますが、止めてください。私の義姉が入所して療養に専念し、家に帰れるよう努めています。庁舎が立つことに成れば、来庁する人が多くなり、けいせい苑の周りも騒音など発生し、静かに療養が出来なくなります。入所者やその家族のことを考えて、建てないでください。</p>	ホットボイスはがき
8/30	<p>役場新庁舎建設について</p> <p>A地区、C地区の平常時・災害時の状況をみるとC地区が適切だと思います。敷地が広いことが何よりで、多目的にも利用できるのではないかでしょうか。行政の中心に広場があると町のイベント、憩いの場としても活用できると思います。新庁舎は是非バリアフリーで、町民が利用しやすいものをすすめていって下さい。</p>	ホットボイスはがき
9/5	<p>役場庁舎建設について</p> <p>すまいるでも建設場所の案が示されているが、それぞれ長短所があるのは当然のことと思う。私はC案賛成です。それは駐車場も含めて広い敷地が確保できそうだからです。庁舎は出来るだけ北側に寄せて南側を出入り口として十分な日光を取り入れる向きにすべきでしょう。冬季の降雪を考えるとしばれついた駐車場では危険が伴うし、南側は雪解けも早く利用者にとってのメリットが大きい</p>	ホットボイスはがき

	<p>といえましょう。夏は庁舎前に噴水やカリオンの響く掛け時計やハナックをイメージした花壇を造成するのもいいでしょう。</p> <p>ベンチを配し、町民がゆったりと過ごせるスペースの確保が出来るために十分な駐車場と公園を意識したゆとりあるスペースが確保できる場所が大切です。庁舎も2階建、軽食を食べたり、時には合唱団や民謡クラブの発表の場としたり小さなイベントなら気軽に出来るスペースの確保が望れます。新しい芽室役場が町民にとって気軽に利用できるコミュニティの場でもあるべきです。それにはお役所感覚をまず職員から払拭する意識改革が必要であることは申すまでもありません。「そよ風トーク」で町民から意見を求めるのもいいですが、発信者はいつも固定された人で一般の人は発信しづらい雰囲気があります。一人一人の意見を汲み上げるにはグループ化したり、アンケートなど多様な形式を模索すべきです。</p>	
9/14	<p>役場新庁舎について</p> <p>C案（地区）に賛成、是非芽室町のシンボルになるような建物にしてください。今回の台風による災害でわかったように被災状況の把握や孤立者の有無など、わかるまでにとても時間がかかりました。将来起こる災害としては地震もあるかと思いますが、その際、現状のA地区での建て替えとなると不安が残ります。万が一火災により延焼することがあれば、災害本部の移動などリスクがあります。そして、A地区は駐車場か青空マーケットなど、イベントに使用することで市街地の活性化になります。</p>	ホットボックス
H29 2/9	<p>役場庁舎の建設位置に関する意見。</p> <p>そよ風トークで町が庁舎建設について丁寧な説明がありました。色々な課題等を整理し、今の場所に建て替える話でした。最良の結論を見い出したと理解します。一部にけいせい苑の西側に移転してはと話があるようですが、とんでもないことです。母が入所していますが、車いすで散歩していると歩道からもの珍しそうに覗き込んでいます。大変不愉快なことです。仮に西側に建ったら、人の往来が多くなり、このような事象が多発、一層不快感が増します。入所者やその家族の気持ちをご理解下さい。今ままの静かな環境のもと、療養させてください。</p>	ホットボックス

(4) 冬季そよ風トーク意見交換の結果まとめ

実施日：平成29年1月14日（土）芽室南コミセン	11人参加
東めむろコミセン	6人参加
平成29年1月15日（日）中央公民館	10人参加
西地区コミセン	11人参加
平成29年1月17日（火）上美生改善センター	25人参加
平成29年1月18日（水）北伏古地域福祉館	11人参加
坂の上地域福祉館	13人参加
平成29年1月19日（木）中伏古老人憩の家	10人参加
上伏古改善センター	28人参加
平成29年1月23日（月）毛根地域福祉館	5人参加
祥栄ふれ愛館	3人参加
平成29年1月24日（火）研修施設かっこう	14人参加
渋山研修センター	10人参加
	<u>計157人</u>

【意見等のまとめ】

1/14（土）意見等内容「芽室南地区コミセン」	
建設場所に関する意見	<p>庁舎建設について、災害時の対応にフォーカスされているが、例えばC地区に移転して周辺にグランドや小中学校などもあるので、そこで物資をさばくなどもできると思う。</p> <p>実際のところ避難場所として機能しているのは総合体育館なので、総合体育館の近くで物資やドクターヘリの対応をするのが理にかなっていると思う。グランドや野球場があるので、C地区は問題が多いとはならないのではないか。現状の役場の機能を残して仮に移して完成したら移転するというのは合理的ではないと思う。C地区で完成してから移動するのが町民の利便性を考えても良い。AとCで事業費が変わらないというのは納得できない。コスト面での比較もしてほしい。</p> <p>駐車場の広さについて、C地区だと駐車場が狭くなるという話だが、2階建て3階建てにして床面積が小さくなるのであれば、駐車場の面積は変わらないと思う。</p> <p>役場庁舎について。地震で交通が不便になったり、地震の火災で街が被害を受ける事例もある中、今の役場の場所は地震や火災があったときに機能しなくなるのではないかという懸念がある。その点C地区であれば周辺に大きな建物もなく公園に面しているという観点もあるので、そういう切り口でも検討してほしい。色々なケーススタディで検討していくと思うが、検討し忘れないようにしてほしい。</p>
その他の質問・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建設の時期についてはどうなっているのか。 ・資金的なものが遅れていて着工が難しいといわれていたが、解決したのか。 ・新庁舎の建設場所をA地区ということで、3月に議会に提案するのか。 ・A地区で確定したのか？もう意見を言ってもしょうがないのか。

1/14（土）意見等内容「東めむろコミセン」	
建設場所に関する意見	熊本地震から庁舎はがっちりしていないとダメだとつくづく感じた。場所はどこでも構わないが早く作るべきだ。災害対策本部が設置できないようでは住民が不安だと思う。
その他の質問・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建設は23億円かかるため、半分くらい基金を貯めてから建てると言っていた。 貯金はいくら貯まったのか。また、この災害で建設を延期すると新聞に載っていたがどうなるのか。
1/15（日）意見等内容「中央公民館」	
その他の質問・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎建設の件、町内会で役場に行くことがあるが一番不便を感じるのは、課が各場所に分かれていることである。すべての用事が1ヶ所で済むように早く庁舎建設してほしい。 ・庁舎建設でA案にはふれあい交流館が駐車場になっているが説明してほしい。 ・庁舎建設について、2年前倒しでやるとか資金を10億貯めてからとか色々聞いていた。資金面で厳しいとは思うが、十勝管内に誇るべき新庁舎を作つてほしいと思う。 ・消費税の増税が予測されるが、一刻も早く進めることで今のままの税率のほうが安く済むのではないか。
1/23（月）意見等内容「毛根地域福祉館」	
建設場所に関する意見	A地区に建てた場合はC地区に防災倉庫などを作るとなっているが、役場の近くにあったほうがいいのではないか。
その他の質問・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎はいつできるのか。
1/23（月）意見等内容「祥栄ふれ愛館」	
建設場所に関する意見	庁舎建設は、防災のためにも、ベストな場所に早急に建ててもらいたい。反対も多いだろうが、理解をもらって建設した方がいいと思う。
その他の質問・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は庁舎建設には反対だったが、よく考えたら今の庁舎だと災害時に機能しない。本丸がないと仕事ができない。良い施設を建ててほしい。 ・建設に2年もかかるのか。その間は仕事できるのか？ ・庁舎建設は、皆が大賛成してくれるわけではないだろうが、今の庁舎では厳しい。十勝管内では何番目に古いのか？ ・台風のときは建設時期を延ばすべきだと思ったが、今はそう思わなくなった。
1/24（火）意見等内容「渋山林業研修センター」	
その他の質問・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建設の関係、電柱の地下埋設について考えているのか。阪神淡路大震災では電柱が倒れて救急車両が通れない事例があった。新庁舎建設では災害に強い庁舎建設を希望する。 ・庁舎建設について、去年8月の意見交換会に参加したが、C地区の意見が多かったと思う。

(5) まちづくり意見募集（パブリックコメント）等の結果について
めむろまちづくり参加条例に基づき、計画づくりにおける町民参加手続き等を実施した結果及び対応は次のとおりです。

- ・募集期間：平成 29 年 2 月 1 日（水）～2 月 28 日（火） 1 か月間
- ・閲覧場所：役場第 1 庁舎 2 階企画財政課、すまいるボード、町ホームページ等
- ・意見の提出方法：ホットボイスはがき、郵便、ファックス、電子メール
- ・提出された意見（人数）： 7 件（2 人）
- ・意見の内容と町の考え方

No.	意見の内容等	町の考え方 (回答及び対応)
1	① 先日、そよ風トーク・すまいる2月号を それぞれ読みました。町としてはいまの所 に建替ることに決めたようですが、良い結 論と賛成します。	① 建設場所の選定では、最終的に現在地 A 地区と中央公民館北側の職員等駐車場 C 地区に絞って、比較検討しましたが、 最終的には、昨年8月の台風被害や今後 の災害対応を重要視し、C 地区の役割を 明確にした上で、A 地区での建替えを選 定しました。
	② 中味ですが、あちこち行かなくても良い よう、一つの建物にして下さい。	② 新しい役場庁舎では、現在分散してい る保健福祉・子育て部門と教育委員会を 一元化して町民サービスや行政の効率化 を図っていきます。
	③ 長く使う建物ですから、ケチらないでし っかりお金もかけて下さい。	③ 今後予想されている大規模地震への対 応として耐震性能を高め、災害発生時に は災害対策活動の指令本部としてその機 能を十分に発揮できる庁舎づくりを進め ていきます。
	④ 高齢化が進るので、エレベーターを付け てくれるとありがたい。	④ ユニバーサルデザインの考え方で、高 齢者や障がい者、子ども、外国人などに 配慮し、わかりやすく、移動しやすく、 利用しやすい庁舎づくりを進めていきま す。

2	<p>⑤ 財政悪化することが心配である。身の丈にあった庁舎にしてほしい。</p>	<p>⑤ 全体事業費は、基本設計・実施設計を進める中で、華美や無駄を省きながら事業費の抑制を図ります。また、財源については国や北海道などの活用できる交付金等を積極的に活用していきます。</p>
	<p>⑥ C 地区の場所は、普段は職員駐車場であり除雪もされている。災害時には車の移動も安易にでき、災害対応の活動拠点にできるので、計画案のとおり残すべきである。</p>	<p>⑥ C 地区の役割については、平常時は町職員等の駐車場として利用し、災害発生時には、ひと（応援支援機関・ボランティアなど）、もの（水防備品・備蓄物資・支援物資など）のハブ機能（一時的に集約し、必要な場所に効率的に分配する）を発揮させる場所として役割があり、今後、機能整備を進めています。</p>
	<p>⑦ 建設期間中に万が一災害が起こった場合は、庁舎ではない別の施設に災害対策本部を設置することを検討してみてはどうか。</p>	<p>⑦ ご意見のとおり、庁舎建設期間中に大規模地震が発生することも想定できることから、今後基本設計を進めていく中で業務継続計画（BCP）の策定も視野に現庁舎以外での災害対策本部設置の検討を進めています。</p>